

コスモス ニュースレター EMC & 安全

Cosmos Newsletter on EMC & Safety

発行日 2024-10-01 No. 168

株式会社 コスモス・コーポレーション Cosmos Corporation

〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地-1

<https://www.safetyweb.co.jp/>

記事の配列は、概ね、国際規格を最初におき、米、欧、オセアニア、アジアの順です。

コスモス ニュースレター EMC & 安全 目次

エグゼクティブサマリー Executive Summary.....	2
IEC: 規格解説: CISPR 11 第 7.0 版 2024-02 工業、科学、医療機器 – 限度値と測定方法(1/3)...	3
IEC: 新規格リスト.....	8
ISO: 新規格リスト.....	14
UNECE: 車両規制の調和に関する世界フォーラム第 193 回報告書が発行(3/3).....	15
UNECE: 「国際全体車両型式承認に関する統一規定」国連規制 No. 0 の改訂 5 – 修正 1 発行..	17
国際テーマ: Nemko USA、危険区域用機器の認証を行うための認定を取得.....	18
国際テーマ: 無線機器のサイバーセキュリティ試験に関する欧州規格.....	18
国際テーマ: ショートレンジデバイス SRD に関するインドネシアの新しい規制.....	19
国際テーマ: オマーンの通信デバイス規制に対する変更点.....	20
国際テーマ: コスモス・ニュースから各国認証関連情報を再掲.....	21

USA: FCC: KDB: 機器認可プログラム: Kaspersky Lab 社製品は不認可“対象”機器である.....	22
USA: CPSC: 火災の危険: マイクロモビリティ製品に“ユニバーサル”充電器を使用しないこと..	23
USA: DOE: 特定の消費者製品並びに業務用機器の証明及び表示要件と施行規定最終規則通知..	24
USA: DOE: 屋上ソーラー等の分散型クリーンエネルギー資源の関係を改善する計画案.....	25
USA: DOE: 省エネプログラム: 最近の連邦官報による通知.....	25
USA: FDA: 滅菌工程におけるイノベーションを前進させるため、追加の規格を認める.....	25
USA: ANSI/UL: 新規格リスト.....	26
USA: IEEE: 新規格リスト.....	27
カナダ: ISED: ワイヤレス電力伝送デバイスの無線標準仕様 RSS-216 第 3 版が発行.....	28
カナダ: ISED: RSS-135 – デジタルスキミングレシーバーと RSS-215 に関するガイダンス.....	29

EU: 欧州機械指令 2006/42/EC の整合規格リストが更新.....	31
EU: 委員会委任規制 (EU) 2024/1180 発行: eCall に関する規格の新バージョンへの対応.....	31
EU: CENELEC: 新規格リスト.....	32
EU: ETSI: 新規格リスト.....	37
オーストラリア: AS/NZS 新規格リスト.....	38
ニュージーランド: 電気及びガスの安全に関する法の改正案.....	38

中国: CQC: クリーンルーム用照明器具の認証業務の開始に関する通知.....	39
中国: CQC: ワイヤ送給装置と溶接トーチ(ガン)製品への新版規格の実施に関する通知.....	39
中国: CQC: 家庭用及び類似用途の電気ストープの省エネ認証業務を開始する通知.....	40
中国: CQC: 圧縮凝縮器の省エネ認証業務開始に関する通知.....	40
中国: CQC: 組合せ式エアコンの省エネ認証業務の開始に関する通知.....	41
中国: 新規格リスト.....	41
台湾: BSMI: エネルギー貯蔵システム用電力変換システムの並列接続要求事項の技術規範.....	44
台湾: BSMI: 室内用照明器具 開放型照明器具等の照明製品の省エネ基準及び省エネラベル.....	44
台湾: 新規格リスト.....	45
韓国: KS 新規格リスト.....	45

総務省: 「433 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーに係る技術的条件」..	45
総務省: 90 GHz 帯滑走路面異物検知レーダーの導入等に向けた制度整備.....	46
総務省: 「自動運転時代の“次世代 ITS 通信”研究会 (第二期) 中間取りまとめ」及び意見募集..	47
総務省: 高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス (案) に対する意見募集の結果.....	48
経済産業省: 日本産業規格 (JIS) を制定・改正しました (2024 年 9 月分).....	48
国土交通省: UNECE 対応: 自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大.....	49
国土交通省: クルマの電子部品の故障を見つける“新たな車検”に向けた準備状況を確認.....	50

ちょっといっつく〜小クイズコーナー 無線機器のサイバーセキュリティ試験関連欧州規格... 21	21
コスモス・コーポレーション: 自動車部品の耐水試験についてのご案内..... 30	30
社長の独り言..... 51	51

IEC: 規格解説: CISPR 11 第 7.0 版 2024-02 工業、科学、医療機器 - 限度値と測定方法(1/3)

- CISPR 11 第 7.0 版 工業、科学、医療機器(ISM 機器) - 無線周波数妨害特性 - 限度値と測定方法が、2024-02 付けで発行された。本第 7 版は、2015 年に発行された第 6 版、修正 1: 2016、及び修正 2: 2019 をキャンセルして置き換える。この版は技術的な改訂版である。この版には、以前の版に対する次の重要な技術的変更が含まれている:
 - a) グループ 1 機器の 1 GHz を超える周波数範囲での放射妨害に対する限度値を導入。
 - b) 有線ネットワークポートでの伝導妨害に対する限度値を導入。
 - c) 無線送/受信機能を組み込んだ機器に対する要件を導入。
 - d) さまざまなタイプのロボットの定義を導入。e) ロボットの測定セットアップや動作モードなど、ロボットを測定する際の特定の条件を規定。

UNECE: 車両規制の調和に関する世界フォーラム第 193 回報告書が発行(3/3)

C. 1998 年協定の執行委員会 (AC.3)

XIX. 新たな UN GTR の開発と既存の UN GTR の修正に関する進捗状況

• H. 自動運転システムに関する国連 GTR 草案の提案

AC.3 は、ECE/TRANS/WP.29/AC.3/62 (前回のセッションで採択された ECE/TRANS/WP.29/2024/38 に基づく) を承認した。ADS(Automated Driving Systems) に関する IWG の共同議長であるカナダ代表は、グループの活動に関する現状報告を行った。

XX. 意見およびデータの交換を継続または開始すべき項目

• B. 車両に取り残された子供

オーストラリア代表は、グループの委任事項 (ToR) に従い、担当 IWG は活動を 2 つのフェーズに分けて計画していることを明らかにした。

• C. ペダルエラーに対する加速制御 (ACPE)

日本代表は、ACPE (ペダルエラーに対する加速制御) に関する IWG が、ACPE に関する国連規制 01 シリーズの改正の開発に関する活動を継続していると報告した。

USA: FCC: KDB: 機器認可プログラム: Kaspersky Lab 社製品は不認可 “対象” 機器である

- 米国 FCC により採択された「通信サプライチェーンに対する国家安全保障上の脅威に対する機器認可プログラムを通じての保護に関する FCC 22-84」に関して、KDB が発行された。
- これは、米国の安全保障または米国国民の安全に対して許容できないリスクをもたらす一部の機器(“対象”機器) リストに、この度、ロシア系の会社 Kaspersky Lab 社が、追加されたことによるものである。

総務省: 「433 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーに係る技術的条件」

- 報告 (案) が取りまとめられ、それに対する意見を募集。

国土交通省: UNECE 対応: 自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大

- UNECE 国連自動車基準調和世界フォーラム (WP.29) 第 192 回会合において、「運転操作支援機能に係る協定規則 (第 171 号)」が新たに採択されたほか、「灯火器の取付けに係る協定規則 (第 48 号)」等の改訂が採択されたことを踏まえた改正。

IEC: 規格解説: CISPR 11 第 7.0 版 2024-02 工業、科学、医療機器 – 限度値と測定方法(1/3)



Summary

CISPR 11 第 7.0 版 工業、科学、医療機器(ISM 機器) – 無線周波数妨害特性 – 限度値と測定方法が、2024-02 付けで発行された。

本第 7 版は、2015 年に発行された第 6 版、修正 1: 2016、及び修正 2: 2019 をキャンセルして置き換える。この版は技術的な改訂版である。この版には、以前の版に対する次の重要な技術的変更が含まれている:

- a) 共通エミッション規格で規定されている要件に従って、グループ 1 機器の 1 GHz を超える周波数範囲での放射妨害に対する限度値を導入。
- b) 共通エミッション規格で規定されている要件に従って、有線ネットワーク ポートでの伝導妨害に対する限度値を導入。
- c) 無線送/受信機能を組み込んだ機器に対する要件を導入。
- d) さまざまなタイプのロボットの定義を導入。
- e) ロボットの測定セットアップや動作モードなど、ロボットを測定する際の特定の条件を規定。

本第 7 版には、第 6 版の Amd. 1、Amd. 2 による変更は既存のものとして含まれておりますが、本解説記事では今回の新規変更点としては、扱っておりません。

第 6 版の Amd. 1、Amd. 2 による変更のそれぞれの内容は、過去の規格解説記事を参照ください。第 6 版の Amd. 1 は既刊の本誌 No. 89(2017/8)、及び第 6 版の Amd. 2 は、既刊の本誌 No. 108(2019/5)と No. 109(2019/6)です。

各見出し直後のイタリック体のテキストは規格本体のものでなく、筆者による解釈テキストです。

本解説記事は、本第 7 版に加えられた新規規定、並びに従来からの規定で変更がないものも骨格部分について述べ、本規格の最新概要をお伝えします。

序文

本第 7 版は、2015 年に発行された第 6 版、修正 1: 2016、及び修正 2: 2019 をキャンセルして置き換える。この版は技術的な改訂版である。この版には、以前の版に対する次の重要な技術的変更が含まれている:

- a) 共通エミッション規格で規定されている要件に従って、グループ 1 機器の **1 GHz を超える** 周波数範囲での**放射妨害(radiated disturbances)**に対する限度値を導入。
- b) 共通エミッション規格で規定されている要件に従って、**有線ネットワーク ポートでの伝導妨害**に対する限度値を導入。
- c) 無線送/受信機能を組み込んだ機器に対する要件を導入。
- d) さまざまなタイプのロボットの定義を導入。
- e) ロボットの測定セットアップや動作モードなど、ロボットを測定する際の特定の条件を規定。

はじめに

本 CISPR 出版物には、以下二件の要件が規定されている:

- ① **工業、科学、医療の電気アプリケーション(industrial, scientific, and medical electrical applications)**で使用することを目的とした機器からの RF 妨害の制御に関する共通要件、並びに

- ② 国際電気通信連合 (ITU) の定義の意味における**工業、科学、医療の RF アプリケーション(ISM RF アプリケーション ISM RF applications)**によって発生する RF 妨害の制御に関する特定の要件(このドキュメントの定義 3.1.18 も参照)。

CISPR と ITU は、**ISM RF アプリケーション**の使用に関し無線サービスの保護について責任を共有している。

CISPR は、**ISM RF アプリケーション**からの妨害を、次のいずれかの場所において評価することにより、それらからの RF 妨害の制御に取り組んでいる。

- (A) 標準化された試験 サイト、または、
- (B) そのようなサイトで試験できない個々(individual)の ISM RF アプリケーションの場合はその運用場所

したがって、本 CISPR 出版物は、標準化された試験 サイトでの試験によって評価される機器と、現場条件(in situ conditions)下での個々の機器の両方の要件をカバーする。

ITU は、運用場所でのそれぞれの機器の通常の運用および使用中に、**ISM RF アプリケーション**から発生する RF 妨害の制御に取り組んでいる (ITU 無線規則 (2020) の定義 1.15 を参照)。そこでは、**ISM RF アプリケーション**による放射 radiation、誘導、または容量結合によって分離された無線周波数エネルギーの使用は、その個々のアプリケーションの場所に制限される。

本 CISPR 出版物の第 6.3 項 (試験サイト上で測定されるグループ 2 機器) には、標準化された試験サイトでの ISM RF アプリケーションからの RF 妨害を評価するための必須エミッション要件 (伝導妨害、放射妨害それぞれで、測定周波数範囲、測定検波器ごとの限度値規定等) が含まれている。これらの要件により、最大 18 GHz の周波数で動作する **ISM RF アプリケーション**の試験が可能になる。さらに、6.4 項 (現場で測定されるグループ 1、及び グループ 2 のクラス A 機器)には、最大 1 GHz までの周波数域での個々の **ISM RF アプリケーション**からの RF 妨害の現場評価に必要なエミッション要件が含まれている。すべての要件は ITU と緊密に連携して確立され、ITU の承認を受けている。

ただし、いくつかの種類の ISM RF アプリケーションを運用および使用するには、製造元、設置者、および/または顧客は、ローカルでの無線サービスおよびアプリケーションの免許事項および特定の保護ニーズに関する追加の国内規定に注意する必要がある。関係する国によっては、このような追加の規定が、指定された ISM バンド(表 1 を参照)以外の周波数で運用される個々の ISM RF アプリケーションに適用される場合がある。また、これは 18 GHz を超える周波数で運用される ISM RF アプリケーションにも適用される場合がある。

特定の地域での無線サービスの保護に関する CISPR の推奨事項は、このドキュメントの付属文書 C に記載されている。

1 適用範囲

適用範囲は、Ed. 4 までの「ISM 周波数帯でのみ運用される、工業用、科学用、医療用(ISM)機器」から拡張され、Ed. 5 からは、ほぼ現在の適用範囲になった。

本版では、次のように規定する。「0 Hz ~ 400 GHz の周波数範囲で動作する工業用、科学用、医療用の電気機器(一般 ISM 機器)、および、無線周波数エネルギーを局所的に生成および/または使用するよう設計された家庭用および類似の機器(ISM RF 機器)」に適用される。

又、無線送受信機能(無線機能を備えたホスト機器)を組み込んだ ISM 機器は、この文書の範囲に含まれる。

更に、工業、科学、医療用途に使用されるロボットは、本文書の範囲内である。

本文書は、0 Hz ~ 400 GHz の周波数範囲で動作する工業用、科学用、医療用の電気機器、および無線周波数エネルギーを局所的に生成および/または使用するよう設計された家庭用および類似の機器に適用される。

本文書は、9 kHz~400 GHz の周波数範囲の無線周波数 (RF) 妨害に関連するエミッション要件をカ

バーしている。

ITU 無線規則(2020)の定義(定義 3.1.18 を参照)の意味での ISM RF アプリケーションの場合、本文書は、9 kHz ~ 18 GHz の周波数範囲の無線周波数妨害に関連するエミッション要件をカバーしている。

(Ed. 7 で追加 +++) 無線送受信機能(無線機能を備えたホスト機器)を組み込んだ ISM 機器は、この文書の範囲に含まれる(附属文書 F を参照)。ただし、本文書のエミッション要件は、スプリアスエミッションを含む ITU によって定義された無線送信機からの意図的な送信には適用されない。

注 1 この除外は、意図的な無線送信機からのエミッションにのみ適用される。ただし、ISM 機器の無線サブアセンブリと非無線サブアセンブリ間の相互変調から生じるエミッションなど、複合エミッションは、この除外の対象ではない。

注 2 誘導調理器具のエミッション要件は、CISPR 14-1 に規定されている。

ITU 無線規則で定義された ISM 周波数帯域内の周波数で動作する ISM RF 照明機器および UV 照射器の要件は、本文書に含まれる。

(Ed. 7 で追加 +++) 工業、科学、医療用途に使用されるロボットは、本文書の範囲に含まれる。

例 溶接ロボット、噴霧ロボット、操作ロボット、処理ロボット、組み立てロボット、医療ロボット、教育および実験用ロボット。この文書の範囲内のロボットの包括的なリストは、IEC EMC ゾーンに記載されている。

注 3 飛行ロボット、家事ヘルパーロボット、おもちゃのロボット、娯楽用ロボットは、他の CISPR 規格の範囲内のロボットの例である。

他の製品および製品ファミリの CISPR エミッション規格の対象となる機器は、本文書の範囲から除外される。

3 用語、定義、略語

規格内容の変更(有線ネットワークポートでの伝導妨害、無線送/受信機能を組み込んだ機器、ロボット等の追加)に伴い、関連用語の定義が追加された。

3.1 用語と定義 (ここでは一部のみを取り上げる)

3.1.18 工業、科学、医療アプリケーション(用途)(industrial, scientific and medical applications) ISM アプリケーション(用途)

<無線周波数 RF エネルギーの> 工業、科学、医療、家庭または類似の目的のために無線周波数エネルギーを局所的に生成および使用するよう設計された機器または器具の運用、但し通信分野の用途 applications は除く

エントリの注記 1: 典型的なアプリケーション(用途)applications は、加熱、ガスのイオン化、機械的振動、脱毛、荷電粒子の加速などの物理的、生物学的、または化学的効果の生成である。製品例の非網羅的なリストは付録 A に記載されている。

3.1.19 ISM RF 機器および器具

工業、科学、医療、家庭または類似の目的のために無線周波数エネルギーを局所的に生成および/または使用するよう設計された機器または器具。ただし、電気通信および情報技術分野のアプリケーション、および他の CISPR 出版物でカバーされているその他のアプリケーションは除く。

エントリの注記 1: この文書全体では、略語「ISM RF」は、このような機器または器具に対してのみ使用される。

(Ed. 7 で追加 +++)

3.1.20 工業用ロボット

自動制御され、再プログラム可能な多目的マニピュレータ。3 軸以上でプログラム可能。工業環境での自動化用途で使用するために、所定の位置に固定するか、モバイルプラットフォームに固定するこ

とができる。

エントリの注記 1: 工業用ロボットには以下が含まれる;

- ロボットコントローラによって制御されるロボットアクチュエータを含むマニピュレータ。
- ロボットコントローラ。
- 通信インターフェース (ハードウェアおよびソフトウェア) を含む、ロボットをティーチングおよび/またはプログラムするための手段。

エントリの注記 2: 工業用ロボットには、運動学 kinematic 的な解決策に統合された補助軸が含まれる。

(エントリの注記 2 の意味についての Copilot への問い合わせ結果: 具体的には、工業用ロボットには主な動きを制御する軸 (例えば、腕や手首の回転軸) だけでなく、追加の補助軸も含まれているということです。これらの補助軸は、ロボットの動きをより柔軟かつ精密にするために使われます。例えば、ロボットの手先の位置や角度を微調整するための小さなモーターやアクチュエーターが補助軸に該当します。このように、補助軸が統合されることで、ロボットは複雑な動作をより正確に行うことができるようになります。)

エントリの注記 3: 工業用ロボットには、モバイルロボットの操作部分が含まれる。モバイルロボットは、統合されたマニピュレータまたはロボットを備えたモバイルプラットフォームで構成される。

(Ed.7 で変更有 >>>)

3.1.32 小型供試機器(small equipment under test) 小型 EUT

試験装置で、テーブルの上または床の上に設置され、ケーブルを含めて直径 1.5 m (変更<<<1.2m)、高さ 1.5 m (床から測定) の円筒形容積に収まるもの

エントリの注記 1: OATS または SAC では、放射エミッション(radiated emission)測定距離 3 m は小型 EUT にのみ適用される

(Ed.7 で追加 +++)

3.1.34 有線ネットワーク ポート

シングル ユーザーまたはマルチ ユーザー ネットワークに直接接続して、広範囲に分散したシステムに相互接続することを目的とした通信デバイス/システムの接続用ポート

エントリの注記 1: これらのネットワークの例には、CATV、PSTN、ISDN、xDSL、LAN などがある。

5 機器のクラス分け

本項、今回は変更なし。本項では対象機器が二つのグループに、グループ分けされている。グループ 2 機器は、材料の処理、検査/分析目的、または電磁エネルギーの転送のために、無線周波数エネルギーが、電磁放射、誘導結合および/または容量結合の形で意図的に生成されそして使用される、或は、局所的にのみ使用される機器であり、すべての ISM RF 機器がここに含まれる。グループ 1 機器は、上記以外のものを指す。

又、本規格では、適用範囲にある機器は、機器の意図される使用電磁環境に応じて、クラス A 機器 とクラス B 機器に分類される。クラス A 機器は、工業環境で使用される機器であり、クラス B 機器は、住宅環境内の場所で使用される機器である。クラス A 機器はクラス A の限度値を満たす必要があり、クラス B 機器はクラス B の限度値を満たす必要がある。

5.1 グループ 1 機器、グループ 2 機器への分類

関連する限度値の識別を簡素化するため、この文書の適用範囲にある機器は、グループ 1 とグループ 2 の二つのグループに分類される。

グループ 1 機器: グループ 1 には、この文書の適用範囲にある、グループ 2 機器として分類されていないすべての機器が含まれる。

グループ 2 機器: グループ 2 には、材料の処理、検査/分析目的、または電磁エネルギーの転送のため

に、9 kHz ~ 400 GHz の周波数範囲の無線周波数エネルギーが、電磁放射(electromagnetic radiation)、誘導結合および/または容量結合の形で意図的に生成されそして使用される、或は、局所的にのみ使用されるすべての ISM RF 機器が含まれる。

注: 機器をグループ 1 または 2 に分類する例については、付録 A を参照せよ。

5.2 クラス A 機器、クラス B 機器への分類

クラス A 機器は、住宅環境に割り当てられている場所や、家庭用の建物に電力を供給する低電圧電源ネットワークに直接接続されている場所を除くすべての場所での使用に適した機器である。クラス A 機器はクラス A の限度値を満たす必要がある。

クラス B 機器は、住宅環境内の場所での使用や、家庭用の建物に電力を供給する低電圧電源ネットワークに直接接続されている施設での使用に、適した機器である。クラス B 機器はクラス B の限度値を満たす必要がある。

6 電磁妨害の限度値

6.2 試験サイトで測定されるグループ 1 機器

「6.2 試験サイトで測定されるグループ 1 機器」では、

「6.2.1 伝導妨害の限度値」内の「6.2.1.3 周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz」項に変更有。

次のテキストが追加された「試験サイトで測定される機器の周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz における有線ネットワークポートでの伝導妨害の限度値は、表 7 (試験サイトで測定される伝導妨害の限度値(有線ネットワークポート)) に示される」。

「6.2.2 電磁放射妨害の限度値」の「6.2.2.4 周波数範囲 1 GHz ~ 18 GHz」での変更有。

Ed. 6 では、1—18GHz の限度値は規定しないとしていたが今版 Ed. 7 では周波数範囲 6—18 GHz の限度値は規定しないと規定を変更、従って、1 GHz—6 GHz に対する限度値を規定。

機器は、表 10 に従って決定された最大測定周波数まで測定し、表 11 に指定されている (周波数範囲 1 GHz ~ 6 GHz に対する) 電磁放射妨害の限度値を満たすこと。

最高内部周波数 F_x が不明な場合は、6 GHz まで測定を行うこと。機器は、ピーク限度値と平均値限度値の両方を満たすこと。ピーク検波器を使用した測定が平均値限度値を満足する場合は、平均値検波器を適用する必要はない。

6.2.1 伝導妨害の限度値

6.2.1.3 周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz

(Ed. 7 で追加 +++) 試験サイトで測定される機器の周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz における有線ネットワークポートでの伝導妨害の限度値は、表 7 (試験サイトで測定される伝導妨害の限度値(有線ネットワークポート)) に示されている。LV DC 電源ポートでの測定には、表 6 に従った適用基準が適用される。

表 7 (試験サイトで測定される伝導妨害の限度値(有線ネットワークポート)) が追加された。

6.2.2 電磁放射妨害の限度値

6.2.2.3 周波数範囲 150 kHz ~ 1 GHz

周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz には、限度値は規定しない。

オープンエリアテストサイト (OATS) または半無響室 (SAC) では、クラス A 機器は公称距離 3 m、10 m、または 30 m で測定できる (表 8 の情報を参照)。クラス B 機器は公称距離 3 m または 10 m で測定できる (表 9 の情報を参照)。10 m 未満の測定距離は、小型 EUT の定義に準拠する機器にのみ許可される (3.1.32 を参照)。

完全無響室 (FAR) では、クラス A またはクラス B 機器は公称距離 3 m で測定できる (表 8 および表 9 の情報を参照)。ただし、これは EUT が指定された FAR の検証済みテスト ボリューム (試験容積) に収まる場合のみである。この文書に従った測定と併せて、FAR の使用は卓上機器に制限され、本文書に従って測定すること。

6.2.2.4 周波数範囲 1 GHz ~ 18 GHz

(Ed. 7で追加 +++) 機器は、表 10 に従って最高内部周波数 F_x を考慮して決定された最大測定周波数まで、表 11 に指定されている電磁放射妨害の限度値を満たすこと。最高内部周波数 F_x が不明な場合は、6 GHz まで測定を行うこと。機器は、ピーク限度値と平均値限度値の両方を満たすこと。ピーク検波器を使用した測定が平均値限度値を満足する場合は、平均値検波器を適用する必要はない。

(Ed. 7で変更 >>>) 周波数範囲 6—18GHz (<<< 1—18GHz から変更) の限度値は規定しない。

(Ed. 7で追加 +++) アークとスパークによる妨害には平均値限度値のみが適用され、そのようなデバイスによるその他のすべての妨害にはピーク限度値と平均値限度値の両方が適用される。

10 m の距離を使用する場合、表 11 の限度値は次のように変更すること:

$$\text{限度値(10 m)} = \text{限度値(3 m)} - 20 \log(10/3)$$

ここで、両方の限度値は dB(μ V/m) で表される

(Ed.7で追加 +++) 以下二表が新設された:

表 10 放射測定に要求される最高周波数

表 11 試験サイト上で測定されるグループ 1 機器に対する電磁放射妨害限度値

次号に続く

"The author thanks the International Electrotechnical Commission (IEC) for permission to reproduce Information from its website. All such extracts are copyright of IEC, Geneva, Switzerland. All rights reserved. Further information on the IEC is available from www.iec.ch. IEC has no responsibility for the placement and context in which the extracts and contents are reproduced by the author, nor is IEC in any way responsible for the other content or accuracy therein."

Source: IEC, Geneva, Switzerland

Source: IEC

IEC: 新規格リスト

Just Published from 2024-08-21 up to 2024-09-20

COR: Corrigendum、CMV: Commented version、CSV: Consolidated version、EXV: extended version *、PAS: Publicly Available Specifications、PRV: Prerelease version、RLV: Redline version、SER: Series

* .

EMC 関連

規格番号	タイトル
IEC 61000-3: 2024 SER	電磁両立性(EMC)－第 3 部: 限度値－すべての部 Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 3: Limit - ALL PARTS

EMC、安全 SAFETY 関連

規格番号	タイトル
IEC 60204: 2024 SER	機械の安全性－機械の電気機器－すべての部 Safety of machinery - Electrical equipment of machines - ALL PARTS
IEC 60947-2: 2024	低電圧開閉装置及び制御装置－第 2 部: 回路遮断器 Low-voltage switchgear and controlgear - Part 2: Circuit-breakers

安全 SAFETY 関連

規格番号	タイトル
IEC 60079: 2024 SER	爆発性雰囲気－すべての部 Explosive atmospheres - ALL PARTS
IEC 60079-14: 2024	爆発性雰囲気－第 14 部: 電気設備の設計、機器の選択と設置、初期検査を含む Explosive atmospheres - Part 14: Electrical installation design, selection and installation of equipment, including initial inspection

IEC 60086-4: 2024 PRV	一次電池－第 4 部: リチウム電池の安全性 Primary batteries - Part 4: Safety of lithium batteries
IEC 60331-4: 2024 PRV	火災条件下の電気ケーブル試験－回路完全性－第 4 部: 定格電圧が 1kV を超え 30kV 以下のケーブルの少なくとも 830°C の温度での熱衝撃による火災の試験方法 Tests for electric cables under fire conditions – Circuit integrity – Part 4: Test method for fire with shock at a temperature of at least 830 °C for cables of rated voltage higher than 1 kV up to and including 30 kV
IEC 60335-2-6: 2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-6 部: クッキングレンジ、ホブ、オーブン及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-6: Particular requirements for stationary cooking ranges, hobs, ovens and similar appliances
IEC 60335-2-6: 2024 CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-6 部: クッキングレンジ、ホブ、オーブン及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-6: Particular requirements for stationary cooking ranges, hobs, ovens and similar appliances
IEC 60335-2-6: 2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-6 部: クッキングレンジ、ホブ、オーブン及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-6: Particular requirements for stationary cooking ranges, hobs, ovens and similar appliances
IEC 60335-2-6: 2024 EXV-CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-6 部: クッキングレンジ、ホブ、オーブン及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-6: Particular requirements for stationary cooking ranges, hobs, ovens and similar appliances
IEC 60335-2-12: 2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-12 部: ウォーミングプレート及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-12: Particular requirements for warming plates and similar appliances
IEC 60335-2-12: 2024 CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-12 部: ウォーミングプレート及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-12: Particular requirements for warming plates and similar appliances
IEC 60335-2-12: 2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-12 部: ウォーミングプレート及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-12: Particular requirements for warming plates and similar appliances
IEC 60335-2-12: 2024 EXV-CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-12 部: ウォーミングプレート及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-12: Particular requirements for warming plates and similar appliances
IEC 60335-2-26: 2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2 部: クロックの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-26: Particular requirements for clocks
IEC 60335-2-26: 2024 CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2 部: クロックの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-26: Particular requirements for clocks
IEC 60335-2-26: 2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2 部: クロックの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-26: Particular requirements for clocks
IEC 60335-2-26: 2024 EXV-CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2 部: クロックの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-26: Particular requirements for clocks
IEC 60335-2-32: 2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-32 部: マッサージ機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-32: Particular requirements for massage appliances
IEC 60335-2-32: 2024 CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-32 部: マッサージ機器の特定要求事項

	Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-32: Particular requirements for massage appliances
IEC 60335-2-32: 2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-32 部: マッサージ機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-32: Particular requirements for massage appliances
IEC 60335-2-32: 2024 EXV-CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-32 部: マッサージ機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-32: Particular requirements for massage appliances
IEC 60335-2-34: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-34 部: 電動圧縮機の特特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-34: Particular requirements for motor-compressors
IEC 60335-2-45: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-45 部: 可搬形加熱工具及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-45: Particular requirements for portable heating tools and similar appliances
IEC 60335-2-61: 2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-61 部: 蓄熱ルームヒータの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-61: Particular requirements for thermal storage room heaters
IEC 60335-2-61: 2024 CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-61 部: 蓄熱ルームヒータの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-61: Particular requirements for thermal storage room heaters
IEC 60335-2-61: 2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-61 部: 蓄熱ルームヒータの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-61: Particular requirements for thermal storage room heaters
IEC 60335-2-61: 2024 EXV-CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-61 部: 蓄熱ルームヒータの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-61: Particular requirements for thermal storage room heaters
IEC 60335-2-62: 2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-62 部: 商用電気すすぎ用シンクの特特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-62: Particular requirements for commercial electric rinsing sinks
IEC 60335-2-62: 2024 RLV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-62 部: 商用電気すすぎ用シンクの特特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-62: Particular requirements for commercial electric rinsing sinks
IEC 60335-2-62: 2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-62 部: 商用電気すすぎ用シンクの特特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-62: Particular requirements for commercial electric rinsing sinks
IEC 60335-2-62: 2024 EXV-RLV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-62 部: 商用電気すすぎ用シンクの特特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-62: Particular requirements for commercial electric rinsing sinks
IEC 60335-2-74/AMD1: 2024 PRV	修正票 1－家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-74 部: 可搬式浸水湯沸かし器の特定要求事項 Amendment 1 - Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-74: Particular requirements for portable immersion heaters
IEC 60335-2-75: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-75 部: 業務用ディスペンサ及び自動販売機の特特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-75: Particular requirements

	for commercial dispensing appliances and vending machines
IEC 60335-2-83: 2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-83 部: 屋根排水用加熱雨水ますの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-83: Particular requirements for heated gullies for roof drainage
IEC 60335-2-83: 2024 RLV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-83 部: 屋根排水用加熱雨水ますの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-83: Particular requirements for heated gullies for roof drainage
IEC 60335-2-83: 2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-83 部: 屋根排水用加熱雨水ますの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-83: Particular requirements for heated gullies for roof drainage
IEC 60456: 2024 PRV	家庭用洗濯機－性能の測定方法 Washing machines for household use - Methods for measuring the performance
IEC 60601-2-40: 2024 PRV	医用電気機器－第 2-40 部: 筋電計及び誘発反応機器の基礎安全及び基本性能に関する特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-40: Particular requirements for the basic safety and essential performance of electromyographs and evoked response equipment
IEC 60601-2-68: 2024 PRV	医用電気機器－第 2-68 部: 電子加速装置、軽イオンビーム治療機器及び放射性核種ビーム治療機器と併用する X 線形イメージガイド放射線治療機器の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-68: Particular requirements for the basic safety and essential performance of X-ray-based image-guided radiotherapy equipment for use with electron accelerators, light ion beam therapy equipment and radionuclide beam therapy equipment
IEC 60688: 2024	交流及び直流電気量をアナログ又はデジタル信号に変換する電気測定変換器 Electrical measuring transducers for converting AC and DC electrical quantities to analogue or digital signals
IEC 60705: 2024 PRV	家庭用電子レンジ性能の測定方法 Household microwave ovens - Methods for measuring performance
IEC 60825: 2024 SER	レーザー製品の安全性－すべての部 Safety of laser products - ALL PARTS
IEC 60947-2: 2024	低電圧開閉装置及び制御装置－第 2 部: 回路遮断器 Low-voltage switchgear and controlgear - Part 2: Circuit-breakers
IEC 61008-1: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の内蔵形過電流保護のない残留電流用遮断器(RCCB)－第 1 部: 一般規則 Residual current operated circuit-breakers without integral overcurrent protection for household and similar uses (RCCBs) - Part 1: General rules
IEC 61008-2-1: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の内蔵形過電流保護無し残留電流用遮断器(RCCB)－第 2-1 部: 4.1.1 準拠の RCCB Residual current operated circuit-breakers without integral overcurrent protection for household and similar uses (RCCBs) - Part 2-1: RCCBs according to classification 4.1.1
IEC 61008-2-2: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の内蔵形過電流保護無し残留電流用遮断器(RCCB)－第 2-2 部: 4.1.2、4.1.3、4.1.4、4.1.5 及び 4.1.6 の分類に準拠する RCCB Residual current operated circuit-breakers without integral overcurrent protection for household and similar uses (RCCBs) - Part 2-2: RCCBs according to classification 4.1.2, 4.1.3, 4.1.4, 4.1.5 and 4.1.6
IEC 61009-1: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の内蔵形過電流保護のある残留電流用遮断器 (RCBO)－第 1 部: 一般規則 Residual current operated circuit-breakers with integral overcurrent protection for household and similar uses (RCBOs) - Part 1: General rules

IEC 61009-2-1: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の内蔵形過電流保護付き残留電流用遮断器 (RCBO's)－第 2-1 部: 4.1.1 準拠の RCBO Residual current operated circuit-breakers with integral overcurrent protection for household and similar uses (RCBOs) - Part 2-1: RCBOs according to classification 4.1.1
IEC 61009-2-2: 2024 PRV	家庭用及び類似用途の内蔵形過電流保護付き残留電流用遮断器 (RCBO's)－第 2-2 部: 4.1.2、4.1.3、4.1.4、4.1.5 及び 4.1.6 の分類に準拠する RCBO Residual current operated circuit-breakers with integral overcurrent protection for household and similar uses (RCBOs) - Part 2-2: RCBOs according to classification 4.1.2, 4.1.3, 4.1.4, 4.1.5 and 4.1.6
IEC 61362: 2024	油圧タービン制御装置の仕様の手引 Guidelines to specification of hydraulic turbine governing systems
IEC TS 61508-3-2: 2024	電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全－第 3-2 部: ソフトウェアとそのドキュメントの正確な特性を確立するための数学的および論理的手法の使用に関する要求事項とガイダンス Functional safety of electrical/electronic/programmable electronic safety-related systems - Part 3-2: Requirements and guidance in the use of mathematical and logical techniques for establishing exact properties of software and its documentation
IEC 61511: 2024 SER	機能安全－プロセス工業部門の安全計装システム－全ての部 Functional safety - Safety instrumented systems for the process industry sector - ALL PARTS
IEC 61846: 2024 PRV	超音波－圧カパルス破石器－電界特性 Ultrasonics – Therapeutic focused short pressure pulse sources – Characteristics of fields
IEC TR 62150-7: 2024	光ファイバー能動コンポーネント及び素子－試験及び測定手順－第 7 部: 光トランシーバおよび送信機のレーザー安全クラスの計算方法 Fibre optic active components and devices – Test and measurement procedures – Part 7: Calculation methodology of laser safety class for optical transceivers and transmitters
IEC 62271: 2024 SER	高電圧開閉装置及び制御装置－すべての部 High-voltage switchgear and controlgear - ALL PARTS
IEC 62271-211: 2024	高電圧開閉装置及び制御装置－第 211 部: 定格電圧が 52 kV 超用の電力変圧器とガス絶縁閉鎖型配電装置の直接接続 High-voltage switchgear and controlgear - Part 211: Direct connection between power transformers and gas-insulated metal-enclosed switchgear for rated voltages above 52 kV
IEC TS 62271-318: 2024	高電圧開閉装置及び制御装置－第 318 部: 定格電圧 100kV 以上の直流ガス絶縁金属密閉型開閉装置 High-voltage switchgear and controlgear - Part 318: DC gas-insulated metal-enclosed switchgear for rated voltages including and above 100 kV
IEC TS 62271-318: 2024 EXV	高電圧開閉装置及び制御装置－第 318 部: 定格電圧 100kV 以上の直流ガス絶縁金属密閉型開閉装置 High-voltage switchgear and controlgear - Part 318: DC gas-insulated metal-enclosed switchgear for rated voltages including and above 100 kV
IEC 62305: 2024 SER	雷に対する保護－すべての部 Protection against lightning - ALL PARTS
IEC 62305-1: 2024	雷に対する保護－第 1 部: 一般原則 Protection against lightning - Part 1: General principles
IEC 62305-2: 2024	雷に対する保護－第 2 部: リスクマネジメント Protection against lightning - Part 2: Risk management
IEC 62305-3: 2024	雷に対する保護－第 3 部: 構造物への物理的障害及び人命の危険 Protection against lightning - Part 3: Physical damage to structures and life hazard
IEC 62305-4: 2024	雷に対する保護－第 4 部: 構造物内の電氣的及び電子的システム Protection against lightning - Part 4: Electrical and electronic systems within structures

IEC 62683-2-3: 2024 PRV	低電圧開閉装置及び制御装置－情報交換のための製品データ及び特性－第 2-3 部: 機能安全性と信頼性 Low-voltage switchgear and controlgear - Product data and properties for information exchange – Engineering data – Part 2-3: Functional safety and reliability
IEC 62709: 2024	放射線防護計装－人のセキュリティスクリーニング－X線システムの画像化性能の測定 Radiation protection instrumentation - Security screening of humans - Measuring the imaging performance of X-ray systems
IEC 62709: 2024 RLV	放射線防護計装－人のセキュリティスクリーニング－X線システムの画像化性能の測定 Radiation protection instrumentation - Security screening of humans - Measuring the imaging performance of X-ray systems
IEC 62788-1-1: 2024	太陽光電池モジュールに使用する材料の測定手順－第 1-1 部: カプセル材料－カプセル材料に使用されるポリマー材 Measurement procedures for materials used in photovoltaic modules - Part 1-1: Encapsulants - Polymeric materials used for encapsulation
IEC 62841-3-11: 2024	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-11 部: 移動可能な複合型マイターソーとベンチソーの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 3-11: Particular requirements for transportable combined mitre and bench saws
IEC 62841-3-11: 2024 EXV	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-11 部: 移動可能な複合型マイターソーとベンチソーの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 3-11: Particular requirements for transportable combined mitre and bench saws
IEC 62841-3-15: 2024	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-15 部: 可搬型磁気ドリルの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 3-15: Particular requirements for transportable magnetic drills
IEC 62841-3-15: 2024 EXV	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-15 部: 可搬型磁気ドリルの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 3-15: Particular requirements for transportable magnetic drills
IEC SRD 63314: 2024	アクティブ・アシステッド・リビング(AAL)分野で働く人々の教育と訓練のための AAL ガイダンス Active assisted living (AAL) guidance for education and training of persons working in the field of AAL
IEC 63351: 2024	原子力施設－ヒューマンファクターエンジニアリング－ヒューマンマシンインタフェーに対応するアプリケーションのデザイン Nuclear facilities - Human factors engineering - Application to the design of human-machine interfaces
IEC 80601-2-49: 2018+AMD1: 2024 CSV	医用電気機器－第 2-49 部: 多機能患者モニタの基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-49: Particular requirements for the basic safety and essential performance of multifunction patient monitors
IEC 80601-2-49: 2018/AMD1: 2024	修正票 1－医用電気機器－第 2-49 部: 多機能患者モニタの基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Amendment 1 - Medical electrical equipment - Part 2-49: Particular requirements for the basic safety and essential performance of multifunction patient monitors
IEC 80601-2-71: 2024 PRV	医用電気機器－第 2-71 部: 機能的近赤外分光(NIRS)機器の基本的安全性及び必須性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-71: Particular requirements for the basic safety and essential performance of functional near-infrared spectroscopy (NIRS) equipment
ISO 80601-2-79: 2024	医用電気機器－第 2-79 部: 換気障害用換気支援機器の基本安全性及び必須性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-79: Particular requirements for basic safety and essential performance of ventilatory support equipment for ventilatory impairment

ISO 80601-2-80: 2024	医用電気機器－第 2-80 部: 換気不全用換気支援機器の基本安全性及び必須性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-80: Particular requirements for basic safety and essential performance of ventilatory support equipment for ventilatory insufficiency
--------------------------------------	--

省エネルギー関連

ISO 20140-5: 2024	オートメーションシステム及びその統合－環境に影響を及ぼす製造システムのエネルギー効率及びその他の要因の評価－第 5 部: 環境パフォーマンス評価データ Automation systems and integration - Evaluating energy efficiency and other factors of manufacturing systems that influence the environment - Part 5: Environmental performance evaluation data
IEC 60086: 2024 SER	環境に配慮した設計における材料効率検討の手引 Guidance on material circulation considerations in environmentally conscious design
IEC TS 63428: 2024	一次電池－すべての部 Primary batteries - ALL PARTS

その他

IEC 60704-2-10: 2024	家庭用及び類似の電気器具－空中音響雑音を測定する試験コード－第 2-10 部: レンジ、オーブン、スチームオーブン、グリル、電子レンジの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Test code for the determination of airborne acoustical noise - Part 2-10: Particular requirements for ranges, ovens, steam ovens, grills and microwave ovens
IEC 60704-2-10: 2024 EXV	家庭用及び類似の電気器具－空中音響雑音を測定する試験コード－第 2-10 部: レンジ、オーブン、スチームオーブン、グリル、電子レンジの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Test code for the determination of airborne acoustical noise - Part 2-10: Particular requirements for ranges, ovens, steam ovens, grills and microwave ovens

IEC Just Published

<https://webstore.iec.ch/justpublished?ref=menu>

"The author thanks the International Electrotechnical Commission (IEC) for permission to reproduce Information from its website. All such extracts are copyright of IEC, Geneva, Switzerland. All rights reserved. Further information on the IEC is available from www.iec.ch. IEC has no responsibility for the placement and context in which the extracts and contents are reproduced by the author, nor is IEC in any way responsible for the other content or accuracy therein."

Source: IEC, Geneva, Switzerland

ISO: 新規格リスト

VOL. 55, #No. 34, August 23, 2024- VOL. 55, #No. 38, September 20, 2024

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards

ISO Standards

Road vehicles (TC 22)	
ISO 9815: 2024	Road vehicles - Passenger-car and trailer combinations - Lateral stability test, \$124.00
ISO 13948-2: 2024	Diesel engines - Fuel injection pumps and fuel injector low-pressure connections - Part 2: Non-threaded (push-on) connections, \$81.00
ISO 24650: 2024	Road vehicles - Sensors for automated driving under adverse weather conditions - Assessment of the cleaning system efficiency
Machine tools (TC 39)	
ISO 2407: 2024	Test conditions for internal cylindrical grinding machines with horizontal spindle - Testing of accuracy, \$194.00
ISO 19085-7: 2024	Woodworking machines - Safety - Part 7: Surface planing, thickness planing and combined surface/thickness planing machines, \$223.00
ISO 19085-9: 2024	Woodworking machines - Safety - Part 9: Circular saw benches (with and without sliding table), \$223.00
Medical devices for injections (TC 84)	
ISO 10555-8: 2024	Intravascular catheters - Sterile and single use catheters - Part 8: Catheters for extracorporeal blood treatment, \$81.00

Measuring equipment for electromagnetic quantities (TC 85)	
ISO 23548: 2024	Measurement of radioactivity - Alpha emitting radionuclides - Generic test method using alpha spectrometry, \$223.00
Personal safety - Protective clothing and equipment (TC 94)	
ISO 11999-6: 2024	PPE for firefighters - Test methods and requirements for PPE used by firefighters who are at risk of exposure to high levels of heat and/or flame while fighting fires occurring in structures - Part 6: Footwear, \$166.00
ISO 23616: 2024	Cleaning, inspection and repair of firefighters personal protective equipment (PPE), \$223.00
Anaesthetic and respiratory equipment (TC 121)	
ISO 19211: 2024	Anaesthetic and respiratory equipment – Fire activated oxygen shut-off devices for use during oxygen therapy, \$124.00
ISO 80601-2-79: 2024	Medical electrical equipment - Part 2-79: Particular requirements for basic safety and essential performance of ventilatory support equipment for ventilatory impairment, \$278.00
ISO 80601-2-80: 2024	Medical electrical equipment - Part 2-80: Particular requirements for basic safety and essential performance of ventilatory support equipment for ventilatory insufficiency, \$278.00
Safety of machinery (TC 199)	
ISO 14119: 2024	Safety of machinery - Interlocking devices associated with guards - Principles for design and selection, \$278.00
Elevating Work Platforms (TC 214)	
ISO 16368: 2024	Mobile elevating work platforms - Design, calculations, safety requirements and test methods, \$278.00

[2024-PDFs - All Documents \(ansi.org\)](https://www.iso.org/committee/5383636/x/catalogue/p/1/u/0/w/0/d/0)

<https://www.iso.org/committee/5383636/x/catalogue/p/1/u/0/w/0/d/0>

Source: ANSI, ISO

UNECE: 車両規制の調和に関する世界フォーラム第 193 回報告書が発行(3/3)



Summary

車両規制の調和に関する世界フォーラム第 193 回報告書から

C. 1998 年協定の執行委員会 (AC.3)

XIX. 新たな UN GTR の開発と既存の UN GTR の修正に関する進捗状況

H. 自動運転システム (ADS)に関する国連 GTR 草案の提案

187. AC.3 は、ECE/TRANS/WP.29/AC.3/62 (前回のセッションで採択された ECE/TRANS/WP.29/2024/38 に基づく) を承認した。188. ADS(Automated Driving Systems) に関する IWG の共同議長であるカナダ代表は、グループの活動に関する現状報告を行った。彼は、国連規制と国連 GTR の両方を期限内に提出するという真のコミットメントがあることを確認した。

XX. 意見およびデータの交換を継続または開始すべき項目

B. 車両に取り残された子供

192. オーストラリア代表は、グループの委任事項 (ToR) に従い、IWG は活動を 2 つのフェーズに分けて計画していることを明らかにした。

C. ペダルエラーに対する加速制御 (ACPE)

196. 日本代表は、ACPE (ペダルエラーに対する加速制御)に関する IWG が、ACPE に関する国連規制 01 シリーズの改正の開発に関する活動を継続していると報告した。

C. 1998 年協定の執行委員会 (AC.3)

XIX. 新たな UN GTR の開発と既存の UN GTR の修正に関する進捗状況 (議題 17)

D. 車載バッテリーの耐久性に関する UN GTR No. 22 (電気車両と環境) (議題 17.4)

文書: ECE/TRANS/WP.29/AC.3/57
(ECE/TRANS/WP.29/2020/96)

179. 電気車両と環境 (EVE) に関する IWG の議長を代表して、米国代表は UN GTR No.22 の採択のタイムラインと、議題 14.2.3 で採択された UN GTR No.22 の最初の修正について言及した。同代表は、UN GTR No.22 の修正 1 は、EVE に関する IWG がさまざまな管轄区域での実施経験から得た知見を反映していると付け加えた。

180. 同氏は、AC.3 に対し、次の開発段階は 2026 年 6 月までに完了する予定であると伝えた。

181. 中国代表は、AC.3 が UN GTR No.22 の修正案 1 を採択したことを、多くの国がこの UN GTR を国内法に取り入れていることを踏まえ、祝福した。同氏は、中国がこれ（国内法に取り入れ）に取り組んでいると伝え、UN GTR No.22 開発の次の段階にバッテリー交換を含めることを検討するよう提案した。

F. 電動大型車両用車載バッテリー耐久性に関する UN GTR 草案の提案 (議題 17.6)

文書: ECE/TRANS/WP.29/2023/85
ECE/TRANS/WP.29/AC.3/60

184. アメリカ合衆国代表は、EVE に関する IWG 議長を代表して、AC.3 に対し、UN GTR No. 22 に由来する大型耐久性に関する UN GTR の開発に関する最新の活動について言及し、軽量用途と大型用途の違いを強調した。彼は、過去数か月間に達成された大きな進歩と、OICA が実施しているパイロットフェーズの試験（関心のあるすべての CP が参加するよう招待されている）について報告した。彼は、承認で設定された厳しいスケジュールを強調して締めくくった。

185. 中国代表は、関係者全員の積極的な貢献に感謝した。中国は、特にシャシーダイナモメーターにおけるバッテリー耐久性試験で重要な経験を蓄積してきたことを AC.3 に思い出させた。中国代表はさらに、国内で広く使用されている大型車両のバッテリー交換に関する研究を実施することを推奨した。

H. 自動運転システム (ADS)に関する国連 GTR 草案の提案 (議題 17.8)

文書: ECE/TRANS/WP.29/AC.3/62
(ECE/TRANS/WP.29/2024/38)

187. AC.3 は、ECE/TRANS/WP.29/AC.3/62 (前回のセッションで採択された ECE/TRANS/WP.29/2024/38 に基づく) を承認した。

188. ADS(Automated Driving Systems) に関する IWG の共同議長であるカナダ代表は、グループの活動に関する現状報告を行った。----彼は、グループがすでに数回の仮想会議を開催したことを AC.3 に伝えた。彼は、次回の会合は 2024 年 7 月にブリュッセルで、その後 2024 年 10 月に英国で開催される予定であると伝えた。彼は、これまでの会合への参加が良好だったことを指摘した。例えば、第 1 回会合には 160 人が参加した。彼は、国連規制と国連 GTR の両方を期限内に提出するという真のコミットメントがあることを確認した。

189. GRVA 議長は、グループが AC.3 に書面による中間報告を提出するよう努めると発表した。彼は、これらの活動に携わる利害関係者のコミットメントに関するカナダ代表の発言を繰り返し、この作業ストリームに想定されている野心的なタイムラインを想起した。

XX. 意見およびデータの交換を継続または開始すべき項目: (議題 18)

B. 車両に取り残された子供 (議題 18.2)

192. オーストラリア代表は、現状報告を行った。非公式作業部会 (IWG) が 2 回会合し、グループの委任事項 (ToR) を確定したことを強調した。彼女は、ToR に従い、IWG は活動を 2 つのフェーズに分けて計画していることを明らかにした。

- (a) 最初のフェーズではデータ収集に重点をおく(期限は 2024 年 12 月)、
 (b) 2 番目のフェーズでは対策と技術要件の確立に重点を置く。
193. カナダ代表は、小児の車両熱中症 (PVH) に関するこのワークストリームの重要性を指摘した。彼は、車両やチャイルドシートの製造業者を含むすべての関係者を巻き込んだこのトピックへの自国の関与を強調し、このワークストリームを支援することを表明した。
194. 議長は、カナダからのデータがフェーズ 1 に非常に役立つと指摘した。
195. 中国代表は、世界中の子供を保護するための安全ソリューションを見つけることを目的としたこの活動の下で行われた活動に満足の意を表した。

C. ペダルエラーに対する加速制御 (ACPE) (議題項目 18.3)

196. 日本代表は、ACPE (ペダルエラーに対する加速制御)に関する IWG が、ACPE に関する国連規制 01 シリーズの改正の開発に関する活動を継続していると報告した。
197. 同氏は、01 シリーズの作業が完了した後の、1998 年協定に基づく潜在的な活動についてグループで議論したと付け加えた。日本は、他の関心のある締約国とともに、2024 年 11 月の会合で ACPE に関する国連 GTR を作成するための承認を AC.3 から得るための文書を提出する予定である。
198. GRVA 議長は、これらの活動のスポンサーがいるかどうか尋ねた。議長は AC.3 に相談した。カナダの代表は、日本との協力に関心を示した。
199. AC.3 は、1998 年協定に基づく ACPE に関する初期活動が開始されることに合意した。

完

<https://unece.org/transport/documents/2024/07/reports/reports-world-forum-harmonization-vehicle-regulations-its-193rd>

Source: UNECE

UNECE: 「国際全体車両型式承認に関する統一規定」国連規制 No. 0 の改訂 5 - 修正 1 発行

Summary

「国際全体車両型式承認 (IWVTA) に関する統一規定」と命名されている国連規制 No. 0 の改訂 5 - 修正 1 が、発効日: 2024 年 6 月 15 日にて、発行された。本文書は、国際全体車両型式承認 (IWVTA) を受ける際に適用される全規制とその適用すべき版を規定している。その最新版は改訂 Revision 5 (05 シリーズ) であり 2024/5/14 に発行、更にその修正版である改訂 Revision 5 - の修正 Amendment 1 (06 シリーズ) が 2024/7/29 に発行された。ここでは改訂 5 の修正 1 の内容を紹介する。

12.9 および 12.10 の新しいパラグラフが挿入された。

12.9.パラグラフは、「06 シリーズの修正の正式な発効日から、この UN 規制を適用する締約国は、06 シリーズの修正によって修正されたこの UN 規制に従って発行された IWVTA の付与または受け入れを拒否してはならない。」と規定している。

E/ECE/TRANS/505/Rev.3/Add.0/Rev.5/Amend.1 29 July 2024

協定 車輪付き車両、車輪付き車両に取り付けおよび/または使用できる機器および部品に関する統一技術国連規制の採用、およびこれらの国連規制に基づいて付与される承認の相互承認の条件に関する協定 (改訂 3、2017 年 9 月 14 日に発効した修正を含む)

付録(Addendum) 0 – 国連規制 No. 0 改訂 5 – 修正 1

次の有効なテキストをすべて組み込む:

06 シリーズの修正 – 発効日: 2024 年 6 月 15 日

国際全体車両型式承認 (IWVTA) に関する統一規定

本文書は、純粋に文書化ツールとして意図されている。正式かつ法的拘束力のあるテキストは、ECE/TRANS/WP.29/2023/90 である。

12.9 および 12.10 の新しいパラグラフを挿入し、次のように読み替える:

「12.9. 06 シリーズの修正の正式な発効日から、この UN 規制を適用する締約国は、06 シリーズの修正によって修正された本 UN 規制に従って発行された IWVTA の付与または受け入れを拒否してはならない。

「12.10. 2024 年 9 月 1 日から、この UN 規制を適用する締約国は、2024 年 9 月 1 日以降に最初に発行された本 UN 規制の 05 シリーズの修正に対する IWVTA を受け入れる義務を負わない。」

付録 4、パート A、セクション I (U-IWVTA の要件リスト) を次のように修正する:

ここでの掲載規制に変更はないが、その修正版番号に変更有。

<https://unece.org/sites/default/files/2024-08/R000r5am1e%20%281%29.pdf>

Source: UNECE

国際テーマ: Nemko USA、危険区域用機器の認証を行うための認定を取得

Summary

北米において、Nemko は米国の [OSHA](#) に認定された試験・認証機関、すなわち [NRTL](#) であり、その認定範囲には、家庭やオフィス、医療環境で通常使用される、さまざまな種類の電気電子機器が含まれている。現在は、認定範囲が拡大され、危険区域用機器 *HazLoc equipment* が含まれた。



‘危険区域用機器 *HazLoc equipment*’は、北米において危険区域で使用する機器に対して使用される用語であり、欧州とその他の地域では、一般的に‘防爆機器’、すなわち爆発性雰囲気の中で使用するための機器とされている。

オイルとガス、化学処理、採鉱、穀物処理などの産業には、爆発の可能性のある可燃性ガス、上記、粉塵、あるいは繊維が存在する。通常動作中に爆発を引き起こす火花を生じさせる可能性のある、スイッチ、モーター、リレーなどの電気デバイスが存在する。

上述の機器を国内/地域規制を満たす該当規格により試験、認証することは必須であり、したがってそのような機器の市場アクセス、販売、設置は、世界の各国で一般的に強制である。

北米において、Nemko は米国の [OSHA](#) に認定された試験・認証機関、すなわち [NRTL](#) であり、カナダの [SCC](#) により認定された試験・認証機関でもある。認定範囲には、家庭やオフィス、医療環境で通常使用される、さまざまな種類の電気電子機器が含まれている。

現在は、認定範囲が拡大され、危険区域用機器が含まれた。認定範囲は[米国官報](#)にて確認できる。今回の拡大では、米国に関して約 20 の UL 規格、カナダに関して先の UL 規格と同等な CSA 規格が追加されている。

国際的には、Nemko は [IECEX 制度](#) の設立機関の一つであり、欧州では [ATEX 指令](#) の初期の公認機関 Notified Body の一つとして認定されていた。

数年前の子会社の吸収合併により、これらの役割は Nemko によって(他社に)委譲されていたが、北米でそのような機器の認証を行うことを認定された後、Nemko は ATEX 指令の公認機関(ID No. 0470)としての役割と併せて、IECEX における以前の役割を再開している。

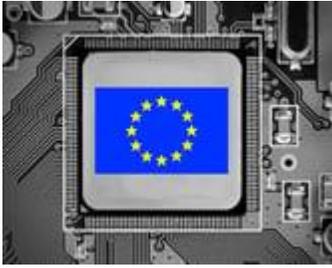
(本記事は、John Bakken 氏提供の情報を基に、T. Sollie 氏が編集した。)

Source: [Nemko](#)

国際テーマ: 無線機器のサイバーセキュリティ試験に関する欧州規格

Summary

無線機器指令の 3.3 項の必須要求事項に対応するための規格として、2024 年 8 月 14 日に EN 18031 シリーズが発行された。これは無線機器におけるセキュリティ要件を定める規格で、ネット



昨年7月、欧州委員会は、CEマーキングの強制要求事項としての無線機器指令(RED)を改正する“サイバーセキュリティ、プライバシー、不正防止に関する委任規制”を採択した。本来、この規制は2024年8月1日から適用するものとして計画されていたが、製造業者他に対し、重要な新しい要求事項を十分に理解して準備する時間を与えるため、12か月後、すなわち2025年8月1日まで延期されていた。

無線機器指令の3.3項に定められている必須要求事項への対応に必要な詳細の規格の開発は、欧州標準化機関であるCENとCENELECに委ねられ、その合同専門委員会JTC 13 WG8により作成されていた。数回発行が延期された後、予定されていた規格シリーズがEN 18031“無線機器の共通セキュリティ要求事項”として8月14日ようやく発行された。

無線機器指令のサイバーセキュリティ要求事項は、3つの主要パートに分かれており、それぞれEN 18031シリーズの1つの規格で扱われている。

テーマ	無線機器指令の条項	規格のパート
ネットワークの保護	3.3 d)	EN 18031-1
プライバシー	3.3 e)	EN 18031-2
モントレー詐欺	3.3 f)	EN 18031-3

このことは、開発者、適合性管理者、小売業者他が、無線機器の欧州規制のサイバーセキュリティ要求事項を具体的に扱った欧州規格をようやく手にしたことを意味する。

EN 18031は、満たすべき一連の要求事項を定めると共に、無線機器デバイスに対して正しく適用されることを確実にするため、詳細な根拠、手引き、評価基準を定めている。各要求事項は2段階のプロセスで評価される。まず、製品に対して適用可能かどうかを決定し、次に実施が適切かどうかを評価する。また、同規格には、評価者と製造業者が適用可能性と合否基準を理解するのに役立つ、包括的なデシジョンツリーも含まれている。

EUにおいて通常通り、規格を用いて指令の必須要求事項への適合性を証明するには、規格は整合化される、すなわち欧州委員会により承認され、欧州連合官報(OJ)に掲載されなければならない。製造業者、認証機関(公認機関 Notified Bodies)他は、すでにこれらの規格の使用を始めている。欧州委員会の見直しによって整合規格に一部変更がなされる可能性はあるものの、変更は軽微なものと予想されている。

Nemkoは、無線機器指令の公認機関 Notified Bodyであり、EN 18031についてすでに経験があるだけでなく、今日もっとも用いられている類似の規格、ETSI EN 303 645に関して長い経験を有している。

(本記事は、[Geir Hørthe](#)氏が共有した情報を基に、[T. Sollie](#)氏が編集した。)

Source: [Nemko](#)

国際テーマ: ショートレンジデバイス SRD に関するインドネシアの新しい規制

Summary
インドネシアにおいて、ショートレンジデバイス(SRD)の新しい技術基準が、8月11日から施行されている。同基準では、UWB、コードレス電話、ワイヤレス電力伝送などへ適用範囲は広げられている。また、旧規制でのレポートは、新規制の要求事項と矛盾しない場合は、引き続き証明申請の資料として提出できる。



インドネシアにおいて、ショートレンジデバイス(SRD)の新しい技術基準が、8月11日から発効となった。同基準では一部の技術に対して適用範囲は広がったため、その実施が待たれていた。

SRDは通常、ラジコン式おもちゃ、ワイヤレスマイク、ワイヤレスヘッドセット、自動車部品、医療機器、工業オートメーションシステムなどに共通して用いられる特定の周波数において作動している。

SRD技術は、多くの産業に革命を起こし、シームレスなデータのやり取りを可能にし、運用効率を改善した。とりわけインドネシアはSRDの重要な市場であるため、この新規制により、インドネシアはこの分野における急速な発展に追いつくことができるだろう。同規制は、“インドネシア共和国通信情報省令2024年第260号”と表記されている。

新規に適用範囲になったものに、超広帯域(UWB)、コードレス電話、ワイヤレス電力伝送や高度交通システムなどである。

この規制に述べられているSRDの用途には、下記のものが含まれる。(割り当てられた周波数範囲や技術パラメータ、関連する欧米の規格による試験方法で補足されている)

- Bluetooth (IEEE 802.15.1 参照)
- 近距離無線通信 (NFC)
- 無線周波数識別 (RFID)
- 超広帯域 (UWB)
- 低レート無線パーソナルエリアネットワーク (IEEE 802.15.4 参照)
- コードレス電話
- ワイヤレス電力伝送 (WPT)
- 高度交通システム (ITS)
- 送信電力が10mW未満の通信ツールと機器

この新規制の実施によって、2019年からの前の規制(PERDIRJEN SDPPI NO 161)に基づくSRDの試験レポートがまだ受け入れられるかどうかについての疑問が持ち上がった。‘旧’規格での試験レポートは、新規制の要求事項と矛盾しない場合、SRDの証明の根拠としてまだ提出できると理解されている。

新規制の全文は、[インドネシア通信情報省ウェブサイト](#)で閲覧できる。

(本記事は、[Vanessa Wen](#)氏提供の情報を基に、[T. Sollie](#)氏が編集した。)

Source: [Nemko](#)

国際テーマ: オマーンの通信デバイス規制に対する変更点

Summary

オマーン電気通信規制庁(TRA)は通信デバイスの型式承認規制を改正し、2023年8月16日から施行した。主な変更点は以下の通り。

1. 型式承認証明書の有効期間が4年に固定され、改正前の証明書にも適用される。特に2020年以前に発行された証明書は更新が必要。
2. 承認されたデバイスにTRAラベルの貼付が義務化された。ラベルにはTRAロゴ、承認番号、場合によってはQRコードを含む。ただし、車両内蔵のデバイスなどは免除される。
3. 他国の同規格での承認書の受け入れが可能となり、承認プロセスが簡素化。
4. 通関許可証の取得は引き続き必須。

オマーン・スルタン国は、アラビア半島の南東沿岸、ペルシャ湾湾口部に位置する。同国の現在の人口は約500万人で、首都は同国最大の都市のマスカットである。

オマーン電気通信規制庁(TRA)は、通信デバイスの型式承認規制の改正を発表し、8月16日から施行されている。



今回の改正には、次を含む、以前の規制からの大きな変更点がある。

- 型式承認証明書の有効期間は、以前は有効期限なしであったのが、4年に固定された。改正前に発行された証明書も、この有効期間が適用される。*)
- 承認されたデバイスには型式承認ラベルを付ける必要がある。このラベルには、TRA ロゴ、承認番号、そして該当する場合は QR コードなどの具体的な詳細が含まれる。車両にプレインストールされているものなどの一部のデバイスは、このラベリング要求事項を免除される。
- TRF は、現在同じ規格への適合を示す他国の証明書を受け入れることができるため、承認プロセスが簡素化されている。
- 各出荷品に対し通関許可証を取得するという必須要件は、型式承認証明書の取得後であっても強制のままである。
 - *) 証明書は発行日から4年間有効のため、4年よりも前、すなわち2020年以前に発行された証明書については、有効性を維持するために更新手続きを行う必要がある。

詳細情報、あるいは証明書の有効性確保の支援については、Lars.Hjerpseth@nemko.com まで。
(本記事は、CERTA Global Consulting (チュニジア)の通知を基に、T. Sollie 氏が編集した。)

Source: [Nemko](#)

国際テーマ: コスモス・ニュースから各国認証関連情報を再掲

「コスモス・ニュース」で最近お届けした各国認証関連情報を再掲いたします。

 新規なし

<https://www.safetyweb.co.jp/news/>

株式会社 コスモス・コーポレーション Cosmos Corporation

ちょっといっぷく～小クイズコーナー 無線機器のサイバーセキュリティ試験関連欧州規格



問題: 欧州無線機器指令の 3.3 項の必須要求事項に対応するための規格として、2024 年 8 月 14 日に発行された規格、EN 18031 シリーズで扱われている 3 つのテーマは何ですか?

答え: ネットワーク保護、プライバシー、詐欺防止

USA: FCC: KDB: 機器認可プログラム: Kaspersky Lab 社製品は不認可“対象”機器である



Summary

米国 FCC が採択した、「通信サプライチェーンに対する国家安全保障上の脅威に対する機器認可プログラムを通じての保護に関する [FCC 22-84](#)」に関して、986446 D01 Covered Equipment Guidance V03 が発行された。

これは、米国の安全保障または米国国民の安全に対して許容できないリスクをもたらす一部の機器(“対象”機器) リストに、Huawei Technologies Company、ZTE Corporation などに並んでこの度、ロシア系の会社 Kaspersky Lab 社が、追加されたことによるものである。

TCB が、ある申請を評価する際に、当該機器が“対象”機器である場合、または“対象”機器である可能性があると感じる理由がある場合、(例：Kaspersky Lab 社のサイバーセキュリティまたはウイルス対策ソフトウェアが組み込まれたハードウェア) 機器は、認可されるべきでない。

公開番号: 986446

公開日: 2024 年 8 月 28 日

キーワード: FCC 22-84、対象機器、国家安全保障上の脅威、サプライチェーン、対象リスト、通信機器、ビデオ監視機器

第 2 カテゴリ: 対象機器 2.903 及び 2.911(d)の要求事項

質問: FCC は最近、機器認可プログラムを通じての通信サプライチェーンに対する国家安全保障上の脅威に対する保護に関する FCC 22-84[1]を採択した。そのことが FCC の機器認可プロセスにどのように影響するのか？

[1]: <https://www.fcc.gov/document/fcc-amends-equipment-authorization-program>

答え: 下記の別紙資料、986446 D01 Covered Equipment v03 には、FCC 22-84 が機器認可プロセスにどのように影響するのかに関して、スタッフレベルの機器認可に関するガイダンスが掲載されている。

別紙資料一覧:

[986446 D01 対象機器のガイダンス Covered Equipment Guidance v03](#)

上記「[986446 D01 対象機器のガイダンス Covered Equipment Guidance v03](#)」から抜粋翻訳を下掲

機器認可プログラムを通じての通信サプライチェーンに対する国家安全保障上の脅威に対する保護

A. 序文

2022 年 11 月 25 日に、FCC は“機器認可プログラムを通じての通信サプライチェーンに対する国家安全保障上の脅威に対する保護”に関する報告及び命令、命令、そして追加の規則制定案、[FCC 22-84](#) を発表した。

FCC 22-84 の報告及び命令の部分において、FCC は、米国の安全保障または米国国民の安全に対して許容できないリスクをもたらす一部の機器(“対象”機器)から米国のネットワークとサプライチェーンを保護するため、新しい FCC の要求事項を採択した。具体的には、FCC はその定期的に更新される対象リストに記載されている企業が生産した“対象”通信機器とビデオ監視機器の機器認可を禁止する規則を採択した。詳細については[対象リスト](#)を参照。

FCC 22-84 の報告及び命令の部分で採択された、“対象”機器の認可を禁止する規則は、2023 年 2 月 6 日付けの米国連邦官報での公示の時点で有効となった。

(中略)

変更に関する通知

(中略)

2024 年 8 月 28 日: 986446 D01 Covered Equipment Guidance (対象機器に関するガイダンス) V03 は、同 V02 を置き換える。変更点には、新しいガイダンス項目 2a の追加、序文から古いデータの削除、項目 1.a.ii に対象企業を明確にする文言を追加。

B. 質問と答え

1.a.ii. “...申請者がこれらの企業のうちのひとつ(あるいはその子会社または支社)ではない場合、否の欄に証明する文言の記載と署名を含めなければならない。

2a. TCB は、Kaspersky Lab, Inc. またはその後継者および譲受人が製造または提供するサイバーセキュリティおよびウイルス対策ソフトウェアを含む機器の認可申請にどのように対処すべきか?

最終決定: 事件番号 ICTS-2021-002、Kaspersky Lab, Inc. の中で、商務省は、“Kaspersky Lab 社による米国人へのサイバーセキュリティ及びウイルス対策ソフトウェアの提供(第三者企業を通じて同社のサイバーセキュリティまたはアンチウイルスソフトが市販のハードウェアまたはソフトウェアに組み込まれるものも含む)は、米国の国家安全保障および米国人の安全に対して不当かつ容認できないリスクをもたらす”と判断した。そのため、“2019年安全で信頼できる通信ネットワーク法”に基づき、対象リストが更新され、同社のサイバーセキュリティとアンチウイルスソフトが追加された。この決定に従って、この禁止事項への準拠に関して、ある申請を評価する際に、当該機器が“対象”機器である、または“対象”機器である可能性があるとして TCB が信じる理由がある場合、(例: Kaspersky Lab 社のサイバーセキュリティまたはウイルス対策ソフトウェアが組み込まれたハードウェア) 機器は、認可されるべきでない。

TCB は、そのような機器は“対象リスト”に入っており、かつ FCC の現在の機器認可規則では認可が禁止されているため、認可の手続きをすべきでない。

以下の公告の通り対象リストが更新され、カスペルスキー サイバーセキュリティまたはアンチウイルスソフトウェアが含まれるようになった。本 KDB はこれに対処する FCC OET(FCC 技術局)の対応である。

公告 DA 24-886 Released: September 3, 2024

工学技術局、公安局、国土安全保障局 カスペルスキー サイバーセキュリティまたはアンチウイルスソフトウェアを含む機器の認可の禁止を発表 WC Docket No. 18-89, ET Docket No. 21-232, EA Docket No. 21-233

<https://docs.fcc.gov/public/attachments/DA-24-886A1.pdf>

<https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSSearchResultPage.cfm?id=325672&switch=P>

Source: FCC

USA: CPSC: 火災の危険: マイクロモビリティ製品に“ユニバーサル”充電器を使用しないこと

Summary

米国 CPSC は、e バイク、e スクーター、セルフバランススクーター(ホバーボード)、e 一輪車を含むマイクロモビリティ製品の消費者に対し、“ユニバーサル”として市販されている、あるいは一般カテゴリのマイクロモビリティデバイスに適している充電器を、火災とケガあるいは死亡を避けるため、使用しないように促している。

CPSC、火災の危険があるため、マイクロモビリティ製品と共に“ユニバーサル”充電器を購入または使用しないように消費者に対して促す

発表日: 2024年9月5日

ワシントン DC – 米国消費者製品安全委員会(CPSC)は、e バイク、e スクーター、セルフバランススクーター(ホバーボード)、e 一輪車を含むマイクロモビリティ製品の消費者に対し、火災とケガあるいは死亡を避けるため、“ユニバーサル”として、あるいは一般カテゴリのマイクロモビリティデバイスに適するものとして、市販されている充電器を使用しないように促している。ただし、それらが試験され、消費者の所有する機器と共に安全に機能するものとして承認されている場合はその限りでない。

“ユニバーサル”、あるいは一般カテゴリのマイクロモビリティデバイスに適するとして市販されている充電器は、消費者のデバイスに合うかもしれないが、それでも適合性はない。各マイクロモビリティ用バッテリーには、特定の充電ニーズがあり、そのニーズに適合する充電器を使用する必要がある。“e バイクとの使用に適している”あるいは“X ブランドの e バイクとの使用に適している”などの説明書きがある充電器は、消費者本人が有しているデバイスには適合しない可能性がある。適合しない充電器を使用すれば、発火して大火事になるおそれがある。2023年1月1日から2024年5月16日までの間に、CPSC は、重傷及び財産の損害の報告を含む、マイクロモビリティ製品用の“ユニバーサル”充電器にかかわる156件の火災及び熱暴走事故報告を受けた。2024年9月5日には、CPSC はこれらの充電器の特定のメーカー及びモデルがもたらした火災の危険を一般大衆に警告する[プレスリリース](#)を発行した。

消費者は、自身のマイクロモビリティデバイスと共に提供された充電器だけを使用しなければならない。充電器が提供されていない場合は、適合する代替の充電器に関する情報を、デバイスの製造業者に問い合わせることができる。代替充電器を購入または使用する前に、その充電器が消費者のデバイスと共に安全に動作することが試験され、承認されていることを確認しなければならない。別のマイクロモビリティデバイスに付属している充電器は、適合性を確認せずに使用してはならない。

火災のリスクをさらに下げるため、正しい充電器でマイクロモビリティ製品を充電する際に、次の手順を踏まなければならない。

- 充電サイクルが完了したら、マイクロモビリティデバイスから充電器を外す。充電器を長時間デバイスに挿したままにしない。
- マイクロモビリティデバイスの充電の際は、常にその場にいるようにして、かつ、寝ている間に充電することがないようにする。
- マイクロモビリティデバイスを定期的には使用しない場合は、どれくらいの頻度でバッテリーに充電すべきかに関して、製造業者の手引きに従う。

各委員は、この話題に関して声明がある場合がある。この話題または別の話題に関する声明の検索については、www.cpsc.gov/commissioners にアクセスすること。

発行番号 24-355

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2024/CPSC-Urges-Consumers-to-Not-Buy-or-Use-Universal-Chargers-with-Micromobility-Products-Due-to-Fire-Hazard>

Source: CPSC

USA: DOE: 特定の消費者製品並びに業務用機器の証明及び表示要件と施行規定最終規則通知

Summary

米国エネルギー省は、外部電源やバッテリー充電器、家庭用洗濯機、除湿機などに関し、公表前の連邦官報最終規則を発行した。この最終規則は、特定の種類の消費者製品並びに業務用・産業用機器に関する証明規定、表示要件、施行規定を制定及び改正しようとするものである。

※本件は、9月23日の時点で米国官報のウェブサイトには公開されていないようです。本項最下段の URL は Final Rule の原文に対するものです。以下の文章は DOE のメルマガから掲載したものです。

2024年9月20日

米国エネルギー省(DOE)は、公表前の連邦官報最終規則を発行した。この最終規則は、特定の種類の消費者製品並びに業務用・産業用機器に関する証明規定、表示要件、施行規定を制定及び改正しようとするものである。

DOE は、現在適用されている省エネ基準及び試験手順に沿った報告を確実にし、かつ、基準の適用時に適切な製品の分類がなされているかを DOE が判断するのに必要な情報を DOE が確実に得られるように、これらの製品及び機器の証明要件、表示要件、及び施行規定を制定及び改正している。

- 本規則によって制定された、新規及び改正された証明及び表示要件の発効日は、連邦官報での公布日から 75 日後である。DOE は、通知が発行され次第、発効日を通知するフォローアップ E メールを送信する。
- 本規則により、新規または改正された基準への適合を証明するための初回証明規制が定められている製品や機器については、製造業者は連邦官報での公布日から 210 日目以降に、販売流通する基本モデルの初回証明レポートを提出しなければならない。DOE は、通知が発行され次第、発効日を通知するフォローアップ E メールを送信する。
- 既存の証明規制がある基本モデルについては、連邦官報での公布日から 210 日目以降に提出される年次証明レポートから、既存の基準への適合証明のための報告要件に対する改正が強制となる。DOE は、通知が発行され次第、発効日を通知するフォローアップ E メールを送信する。

案件 No. [EERE-2023-BT-CE-0001](#) には、すべての通知、パブリックコメント、パブリックミーティング記録、及び補足文書が含まれている。

https://www.energy.gov/sites/default/files/2024-09/certification-fr.pdf?utm_medium=email&utm_source=govdelivery

Source: DOE

USA: DOE: 屋上ソーラー等の分散型クリーンエネルギー資源の関係を改善する計画案

Summary
 米国エネルギー省は、屋上ソーラー、EV 用充電器、その他の分散型クリーンエネルギー資源の連係(interconnection)を改善するためのソリューションを含むロードマップ案を発表

2024 年 9 月 6 日

遅延を減らし、信頼性、回復力、安全性に優れた電力網を維持する方法について、10 月 7 日まで関係者に意見を募集

<https://www.energy.gov/eere/articles/doe-releases-draft-roadmap-solutions-improve-interconnection-rooftop-solar-ev>

Source: DOE

USA: DOE: 省エネプログラム: 最近の連邦官報による通知

2024/8/28 現在

1.	89 FR 68788 – 省エネプログラム: 業務用冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵冷凍庫の省エネ基準 連邦官報 規則案 データの利用可能通知及びコメント募集通知 RIN 1904-AD82 August 28, 2024
----	---

<http://www.gpo.gov/fdsys/search/search.action?na=&se=&sm=&flr=&rcode=&dateBrowse=&govAuthBrowse=&collection=&historical=true&st=collection%3AFR+and+title%3A%28energy+conservation%29&psh=50&sh=&tfh=&originalSearch=collection%3AFR+and+title%3A%28energy+co>

Source: DOE

USA: FDA: 滅菌工程におけるイノベーションを前進させるため、追加の規格を認める

Summary

米国 FDA は、医療機器の滅菌工程に関する 3 つの規格を認知コンセンサス規格(Recognized Consensus Standard)として認めた。一般的に、適合宣言書に認知コンセンサス規格を記載することで、医療機器申請時の補足書類の量を減らすことができる。

米国食品医薬品局(FDA)は、医療機器の滅菌工程のイノベーションを前進させるため、以下の滅菌に関する規格を認めた。

- [ISO 11737-3:2023](#) ヘルスケア製品の滅菌 - 生物学的方法 - 第 3 部: 細菌内毒素試験
- [ISO 11140-1:2014](#) ヘルスケア製品の滅菌 - 化学的インジケータ - 第 1 部: 一般要求事項
- [ISO 13004:2022](#) ヘルスケア製品の滅菌 - 放射線 - 選択した滅菌線量の実証: *VDmaxSD* 法

これらの国際規格の手法を推進することにより、FDA は医療機器の滅菌の採用を促進し、品質を高め、国際的な協調を前進させる。

一般的に、FDA が認めた規格を適合宣言書に記載すれば、医療機器申請に必要な補足書類の量を減らすことができる。詳しくは、標準・適合性評価部門の[ウェブページ](#)を参照。

メールマガジンの申し込みは、下記 URL から可能です。

<https://www.fda.gov/about-fda/center-devices-and-radiological-health/subscribe-cdrh-email-lists>

参照: 認知コンセンサス規格の URL:

<https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfstandards/search.cfm>

Source: FDA

USA: ANSI/UL: 新規格リスト

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards
VOL. 55, #No. 34, August 23, 2024- VOL. 55, #No. 38, September 20, 2024

国家採択 National Adoption

ANSI/UL 60730-2-15-2024	Standard for Automatic Electrical Controls - Part 2-15: Particular Requirements for Automatic Electrical Air Flow, Water Flow and Water Level Sensing Controls (national adoption of IEC 60730-2-15 with modifications and revision of ANSI/UL 60730-2-15-2019) Final Action Date: 7/22/2024
-------------------------	--

新規格 New Standard

--	--

再確認 Reaffirmation

ANSI/UL 498E-2020 (R2024)	Standard for Attachment Plugs, Cord Connectors and Receptacles - Enclosure Types for Environmental Protection (reaffirmation of ANSI/UL 498E-2020) Final Action Date: 8/19/2024
ANSI/UL 498M-2020 (R2024)	Standard for Marine Shore Power Inlets (reaffirmation of ANSI/UL 498M-2020) Final Action Date: 8/20/2024
ANSI/UL 1175-2020 (R2024)	Standard for Safety for Buoyant Cushions (reaffirmation of ANSI/UL 1175-2020) Final Action Date: 8/16/2024
ANSI/UL 2044-2019 (R2024)	Standard for Commercial Closed-Circuit Television Equipment (reaffirmation and redesignation of ANSI/UL 2044-2019) Final Action Date: 8/28/2024
ANSI/UL 3030-2018 (R2024)	Standard for Unmanned Aircraft Systems (reaffirmation of ANSI/UL 3030-2018) Final Action Date: 8/30/2024
ANSI/UL 60745-2-11-2009 (R2024)	Standard for Hand-Held Motor-Operated Electric Tools - Safety - Part 2-11: Particular Requirements for Reciprocating Saws (reaffirm a national adoption ANSI/UL 60745-2-11-2009 (R2019)) Final Action Date: 8/30/2024
ANSI/UL 60745-2-21-2009 (R2024)	Standard for Hand-Held Motor-Operated Electric Tools - Safety - Part 2-21: Particular Requirements for Drain Cleaners (reaffirm a national adoption ANSI/UL 60745-2-21-2009 (R2019)) Final Action Date: 9/5/2024

改訂 Revision

ANSI/UL 231-2024	Standard for Power Outlets (revision of ANSI/UL 231-2022) Final Action Date: 8/22/2024
ANSI/UL 507-2024	Standard for Electric Fans (revision of ANSI/UL 507-2023) Final Action Date:

	8/22/2024
ANSI/UL 907-2024	Standard for Fireplace Accessories (revision of ANSI/UL 907-2006 (R2019)) Final Action Date: 9/4/2024
ANSI/UL 962-2024a	Standard for Safety for Household and Commercial Furnishings (revision of ANSI/UL 962-2024) Final Action Date: 8/30/2024
ANSI/UL 1889-2024	Standard for Safety for Commercial Filters for Cooking Oil (revision of ANSI/UL 1889-2018) Final Action Date: 8/12/2024
ANSI/UL 2443-2024	Standard for Flexible Sprinkler Hose with Fittings for Fire Protection Service (revision of ANSI/UL 2443-2023) Final Action Date: 8/26/2024
ANSI/UL 2577-2024	Standard for Safety for Suspended Ceiling Power Grid Systems and Equipment (revision of ANSI/UL 2577-2017 (R2018)) Final Action Date: 8/21/2024
ANSI/UL 2748-2024	Standard for Arcing Fault Quenching Equipment (revision of ANSI/UL 2748-2020) Final Action Date: 9/6/2024
ANSI/UL 4402-2024	Standard for Safety for Indoor Air Quality In Buildings and Facilities Utilized for the Cultivation, Production and Processing of Cannabis (revision of ANSI/UL 4402-2022) Final Action Date: 8/21/2024
ANSI/UL 80079-20-1-2020 (R2024)	Standard for Safety for Explosive Atmospheres - Part 20-1: Material Characteristics for Gas and Vapour Classification - Test Methods and Data (reaffirm a national adoption ANSI/UL 80079-20-1-2020) Final Action Date: 9/11/2024

[2024-PDFs - All Documents \(ansi.org\)](https://www.ansi.org)

Source: American National Standards Institute (ANSI)

USA: IEEE: 新規格リスト

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards
VOL. 55, #No. 34, August 23, 2024- VOL. 55, #No. 38, September 20, 2024

新規格 New Standard

ANSI/IEEE C37.20.3-2024	Standard for Metal-Enclosed Interrupter Switchgear Rated above 1 kV AC up to and Including 48.3 kV AC (new standard) Final Action Date: 8/14/2024
ANSI/IEEE C37.98-2024	Standard for Seismic Qualification Testing of Protective Relays and Auxiliaries for Nuclear Facilities (new standard) Final Action Date: 8/26/2024
ANSI/IEEE C37.233-2024	Guide for Power System Protection Testing (new standard) Final Action Date: 9/11/2024
ANSI/IEEE 762-2024	Standard Definitions for Use in Reporting Electric Generating Unit Reliability, Availability, and Productivity (new standard) Final Action Date: 8/29/2024
ANSI/IEEE 1936.2-2024	Photogrammetric Technical Standard for Civil Light and Small Unmanned Aircraft Systems for Overhead Transmission Line Engineering (new standard) Final Action Date: 8/14/2024
ANSI/IEEE 2831-2024	Recommended Practice for Distributed Traveling Wave Fault Location Devices for High-Voltage Direct-Current (HVDC) Transmission Lines (new standard) Final Action Date: 8/29/2024
ANSI/IEEE 2832-2024	Guide for Control and Protection System Test of Hybrid Multi-terminal High Voltage Direct Current (HVDC) Systems (new standard) Final Action Date: 9/9/2024
ANSI/IEEE 2866.1-2024	Standard for Device Trusted Extension: Software Architecture (new standard) Final Action Date: 9/11/2024
ANSI/IEEE 11073-10425-2024	Standard - Health informatics - Device Interoperability - Part 10425: Personal Health Device Communication - Device Specialization - Continuous Glucose Monitor (CGM) (new standard) Final Action Date: 8/26/2024

再確認 Reaffirmation

--	--

改訂 Revision

--	--

補足 Addenda

--	--

[2024-PDFs - All Documents \(ansi.org\)](https://www.ansi.org/)

Source: American National Standards Institute (ANSI)、IEEE

カナダ: ISED: ワイヤレス電力伝送デバイスの無線標準仕様 RSS-216 第 3 版が発行

Summary

2024年9月3日、ワイヤレス電力伝送(WPT)デバイスに関する無線標準仕様「RSS-216」の第3版が発行された。第3版は、2016年発行および2020年改正の第2版を置き換え、ISEDのウェブサイトでの公開と同時に施行される。1年間の移行期間中は第2版または第3版のいずれにも適合可能だが、以降は第3版への適合が必須となる。主な変更点には、離間距離の拡大、最大周波数の引き上げ、人体対応のWPTデバイス要件の追加などが含まれる。

2024年9月3日付けで、ワイヤレス電力伝送(WPT)デバイスの無線標準仕様、RSS-216の第3版が発行された。この第3版は2016年1月に発行され、2020年9月に改正された第2版を置き換える。

RSS-216は、同デバイスのWPT機能にのみ適用される。デバイスが有するその他の機能によっては、干渉発生機器の標準(ICES)あるいは別のRSSなどの、他のISED標準を適用できる。

主な変更点は以下の通り。

1. 電気自動車用ワイヤレス電力伝送(WPT)システムの場合は最大離間距離(maximum separation distance)を10 cm から 50 cm に、その他のすべてのWPTデバイスについては10 cm から 20 cm に増加した。(セクション 1(b)/(c))
2. 最大動作周波数を400 MHz から 40 GHz に増加し、1 GHz を超える放射エミッションの制限を追加した。(セクション 1(d)および 5.3.3.3)
3. デバイスが医療機器である場合にISEDから追加の指示を求める条件を削除し(セクション 1 から)、そして、人体に埋め込まれた状態でも装着された状態でも動作できるWPTデバイスに関する特定の要件を追加した。(セクション 5.2.2)
4. ANSI C63.30-2021を採用した。ただし、変更点あり。(セクション 4.3、5.2.1、および附属書 A)
5. RSS-216はRSS-Gen 及び/またはICES-Gen と共に用いなければならない旨を明記した。(セクション 4.4)
6. 複数の電源電圧または広い電源電圧範囲の場合に適用される要件を明確にした。(セクション 5.1)
7. 工業・科学・医療用(ISM)機器と見なされる機器を明確にした。(セクション 5.3.1)
8. ICES-001を参照する代わりに、RSS-216に限度値を含めた。(セクション 5.3.2 および 5.3.3)
9. RSS-210に基づいて、特定の条件下で許可される代替りの限度値を追加した。(セクション 5.4)
10. 無線周波数(RF)曝露要求事項に関してRSS-102を参照した。(セクション 5.6)

この標準は、免許不要無線機器の規則を使用して番号付けされているが、干渉発生機器または免許不要無線機器(カテゴリ I またはカテゴリ II)のいずれかに分類できるデバイスに適用される。カナダ・イノベーション・科学・経済開発省(ISED)は、すべてのWPTデバイスを1つの標準(1つのICES、1つのRSS-200シリーズ、1つのRSS-300シリーズではなく)の管轄下に置くことで、より大きなメリットと利便性が得られると考えている。

<https://ised-isde.canada.ca/site/spectrum-management-telecommunications/en/devices-and-equipment/radio-equipment-standards/radio-standards-specifications-rss/rss-216-wireless-power->

カナダ: ISED: RSS-135 – デジタルスキャンングレシーバーと RSS-215 に関するガイダンス

Summary

ISED: RSS-135 – デジタルスキャンングレシーバー(第 2 版)と RSS-215 – アナログスキャンングレシーバー(第 2 版)の適用範囲と適用に関するガイダンスが公開された。

告示 2024-DRS0010

2024 年 8 月 8 日

RSS-135 – デジタルスキャンングレシーバー(第 2 版)と RSS-215 – アナログスキャンングレシーバー(第 2 版)の適用範囲と適用に関するガイダンス

次の 3 点に注意が必要。

- RSS-135 または RSS-215 にしたがって証明された無線機器は、無線通信信号を送信できないこと。
- 免許の初回取得なしでデジタルスキャンングレシーバーを設置、操作、あるいは所有してはならない。
- ドローンの位置特定、追跡、または識別のために周波数スキャンおよび信号傍受を利用する検出システム及び機器は、RSS-135 第 2 版の適用範囲には該当しない。これらのシステム及び機器に証明は不要だが、RSS-Gen への適合と無線通信法の免許要求事項への対応が必要。

変更日 2024 年 8 月 8 日

<https://ised-isde.canada.ca/site/certification-engineering-bureau/en/node/169>

Source: Canada.ca



株式会社コスモス・コーポレーション

自動車部品の耐水試験についてのご案内

当社では自動車部品に対する耐水試験が実施可能です。

(JIS D 0203 対応)

対象試験記号: R1 / R2 / S1 / S2

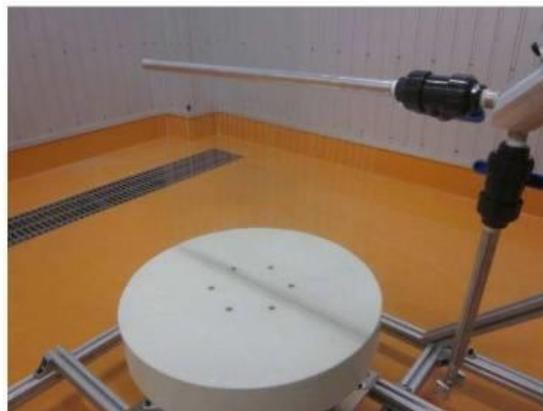
評価実施内容

散水試験	R1・・・ 水滴に触れることのある部品の機能を調べる試験
	R2・・・ 間接的に風雨又は水しぶきを受ける部品の機能を調べる試験
噴水試験	S1・・・ 直接風雨又は水しぶきを受ける部品の機能を調べる試験
	S2・・・ 強い受水状態について部品の機能を調べる試験

R1 及び R2



S1 及び S2



耐荷重: 45kg まで試験実施可能です。

許容サンプルサイズ: 実施可能サンプル寸法は規格に従い、基本的に 40cm の高さで設定していますが、それ以上の寸法であっても対応可能な場合もございますので、指定のサンプルサイズを事前にご連絡下さい。

松阪事業所 : 〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718-1

URL : www.safetyweb.co.jp E-mail : sales@cosmos-corp.com

【お問い合わせはCS部まで -- TEL:0598-30-5225(直通), FAX:0598-30-5571】

株式会社コスモス・コーポレーション

EU: 欧州機械指令 2006/42/EC の整合規格リストが更新

Summary
2024年9月13日付けの欧州官報にて、2024年の委員会実施決定(EU) 2024/2408 が公示された。この実施決定は、昇降テーブル、土工機械、クレーン、歩行者用自動ドアセットの整合規格に関して、実施決定(EU) 2023/1586 を改正する内容である。
4規格が更新される。旧規格は2026年3月16日をもって整合規格リストから削除される。

2024年9月13日付けの欧州官報にて、2024年の委員会実施決定(EU) 2024/2408 が公示された。この実施決定は、昇降テーブル、土工機械、クレーン、歩行者用自動ドアセットの整合規格に関して、実施決定(EU) 2023/1586 を改正する内容である。

正式タイトル: COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2024/2408 of 13 September 2024 amending Implementing Decision (EU) 2023/1586 as regards harmonised standards for lifting tables, earth-moving machinery, cranes and power operated pedestrian doorsets

URL: https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202402408

今回公示の委員会実施決定(EU) 2024/2408 により、実施決定(EU) 2023/1586 の第132行、第182行、第423行、第514行の下記規格が削除され、それぞれ新しい規格が追加される。

● 整合規格リストの変更点

行	従来規格	更新後 (タイトルは参考訳、赤字は変更箇所)
132行	EN 1570-1:2011+A1:2014 Safety requirements for lifting tables - Part 1: Lifting tables serving up to two fixed landings	EN 1570-1: 2024 昇降テーブルの安全要求事項 – 第1部: 最多2か所の固定位置で動作する昇降テーブル
182行	EN ISO 3164:2013 Earth-moving machinery - Laboratory evaluations of protective structures - Specifications for deflection-limiting volume (ISO 3164:2013)	EN ISO 3164:2013 EN ISO 3164:2013/ A1: 2024 土工機械 - 保護構造の室内評価 – たわみ限界領域の仕様 (ISO 3164:2013)
423行	EN 13557:2003+A2:2008 Cranes - Controls and control stations	EN 13557: 2024 クレーン – 制御装置及び制御ステーション
514行	EN 16005:2012 Power operated pedestrian doorsets - Safety in use - Requirements and test methods EN 16005:2012/AC:2015	EN 16005: 2023+A1:2024 歩行者用電動ドアセット – 使用時の安全性 – 要求事項と試験方法

なお、実施決定(EU) 2023/1586 とそれ以降の3つの改正版の内容をまとめたサマリーリストが下記にて公開されている。

- 整合規格のタイトルと規格番号のサマリーリスト

<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/49874>

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202402408

Source: EU

EU: 委員会委任規制 (EU) 2024/1180 発行: eCall に関する規格の新バージョンへの対応

Summary
2024年2月14日付け委員会委任規制 (EU) 2024/1180(eCall に関する規格に関する欧州議会および理事会の規制 (EU) 2015/758 を改正するもの)が発行された。
eCall に関する規格の新バージョンへの対応

2024年2月14日付け委員会委任規制 (EU) 2024/1180(eCallに関する規格に関する欧州議会および理事会の規制 (EU) 2015/758 を改正するもの)が発行された。

- (1) 規制 (EU) 2015/758 では、カテゴリー M1 および N1 のすべての新型車両に車載 eCall システムを装備することが義務付けている。
 - (3) 規制 (EU) 2015/758 には、eCall システムおよびそのようなシステムを搭載した車両の承認 approval のための技術要件がベースとする欧州規格のリストが含まれている。
 - (4) 規則 (EU) 2015/758 の発効以来、欧州標準化委員会 (CEN) は、いくつかの規格の新バージョンを採用した。したがって、本規制は、これらの規格の新バージョンへの参照を含めるように修正する必要がある。 ----
- 以上の理由で本規制が発行された。

https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_del/2024/1180/oj

Source: EU

EU: CENELEC: 新規格リスト

EMC、安全関連規格 DAV: 2024-08-21 to 2024-09-20 発行

「IEC 規格との同等性**」欄中で、IEC、CISPR 規格に(MOD)と表示されているものは当 EN 規格が IEC、CISPR 規格に変更を加え作成されたことを、(EQV) と表示されているものは変更が加えられていないことを意味する。

(7) Estimated dates to be confirmed at the publication of the standards.

参照	タイトル	関係指令	IEC 規格との同等性**	DOW 等日付	
EMC 関連 (2014/30/EU 関連、その他関連)					
EN IEC 61000-2-4: 2024	電磁両立性(EMC)－第 2-4 部: 環境－産業プラントにおける低周波伝導妨害の両立性 Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 2-4: Environment - Compatibility levels in power distribution systems in industrial locations for low-frequency conducted disturbances	2014/30/EU	IEC 61000-2-4: 2024 (EQV)	DAV	2024-09-13
				DOA	2024-11-29 (7)
				DOP	2025-05-29
				DOW	2027-08-29 (7)
EMC、安全 関連(2014/30/EU、2014/35/EU、その他関連)					
				DAV	
				DOA	
				DOP	
				DOW	
安全 関連(低電圧指令 2014/35/EU、機械指令 2006/42/EC、ATEX 指令 94/9/EC、その他関連)					
EN 50365: 2023/AC: 2024-09	ライブワーキングー低電圧および中電圧設備で使用する電気絶縁ヘルメット Live Working - Electrically insulating helmets for use on low and medium voltage installations	2016/425	-	DAV	2024-09-13
				DOA	-
				DOP	-
				DOW	-
EN IEC 60127-8: 2018/A1: 2024	ミニアチュアヒューズー第 8 部: 個別過電流保護付きヒューズ抵抗器 Miniature fuses - Part 8: Fuse resistors with particular overcurrent protection	-	IEC 60127-8: 2018/AMD1 : 2024 (EQV)	DAV	2024-09-06
				DOA	2024-11-21 (7)
				DOP	2025-05-21
				DOW	2027-08-21 (7)
EN IEC 60228: 2024	絶縁ケーブルの導体	2014/35/EU	IEC 60228: 2023 (EQV)	DAV	2024-08-23

	Conductors of insulated cables			DOA	2024-09-12 (7)
				DOP	2025-03-12
				DOW	2027-06-12 (7)
EN 60400: 2017/A2: 2024	管形蛍光ランプ用ランプホルダ及びスタータホルダ Lamp holders for tubular fluorescent lamps and starter holders	2014/35/EU	IEC 60400: 2017/AMD2 : 2022 (EQV)	DAV	2024-09-20
				DOA	2024-10-23 (7)
				DOP	2025-04-23
				DOW	2027-07-23 (7)
EN IEC 60601-2-2: 2018/A1: 2024	医用電気機器－第 2-2 部: 高周波外科用器具及び高周波外科用附属品の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-2: Particular requirements for the basic safety and essential performance of high frequency surgical equipment and high frequency surgical accessories	-	IEC 60601-2-2: 2017/AMD1 : 2023 (EQV)	DAV	2024-09-20
				DOA	2024-10-31(7)
				DOP	2025-05-01
				DOW	2027-07-31(7)
EN 60601-2-3: 2015/A2: 2024	医用電気機器－第 2-3 部: 短波治療機器の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-3: Particular requirements for the basic safety and essential performance of short-wave therapy equipment	-	IEC 60601-2-3: 2012/AMD2 : 2022 (EQV)	DAV	2024-09-20
				DOA	2024-10-31 (7)
				DOP	2025-05-01
				DOW	2027-07-31 (7)
EN 60601-2-6: 2015/A2: 2024	医用電気機器－第 2-6 部: マイクロ波治療機器の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-6: Particular requirements for the basic safety and essential performance of microwave therapy equipment	-	IEC 60601-2-6: 2012/AMD2 : 2022 (EQV)	DAV	2024-09-20
				DOA	2024-10-31 (7)
				DOP	2025-05-01
				DOW	2027-07-31 (7)
EN 60601-2-10: 2015/A2: 2024	修正案 2－医用電気機器－第 2-10 部: 神経及び筋刺激装置の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Amendment 2 - Medical electrical equipment - Part 2-10: Particular requirements for the basic safety and essential performance of nerve and muscle stimulators	-	IEC 60601-2-10: 2012/AMD2 : 2023 (EQV)	DAV	2024-09-20
				DOA	2024-10-31 (7)
				DOP	2025-05-01
				DOW	2027-07-31 (7)
EN IEC 60601-2-33: 2024	医用電気機器－第 2-33 部: 医療診断用の MR 装置の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-33: Particular requirements for the basic safety and essential performance of magnetic resonance equipment for medical diagnosis	-	IEC 60601-2-33: 2022 (EQV)	DAV	2024-09-20
				DOA	2024-12-20 (7)
				DOP	2025-03-20
				DOW	2027-09-20 (7)
EN 60601-2-45: 2011/A2: 2024	医用電気機器－第 2-45 部: 乳房用 X 線機器及び定位乳房撮影装置の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-45: Particular requirements for the basic safety and essential performance of mammographic X-ray equipment and mammographic stereotactic devices	-	IEC 60601-2-45: 2011/A2: 2022 (EQV)	DAV	2024-09-20
				DOA	2024-12-20 (7)
				DOP	2025-03-20
				DOW	2027-09-20 (7)
EN IEC 60601-2-46: 2024	医用電気機器－第 2-46 部: 手術台の基礎安全及び基本性能に関する特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-46: Particular requirements for the basic safety and essential performance of operating tables	-	IEC 60601-2-46: 2023 (EQV)	DAV	2024-09-20
				DOA	2024-10-31 (7)
				DOP	2025-05-01
				DOW	2027-07-31 (7)

EN IEC 60601-2-54: 2024	医用電気機器－第 2-54 部: X 線撮影及び透視用機器の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-54: Particular requirements for the basic safety and essential performance of X-ray equipment for radiography and radioscopy	-	IEC 60601-2-54: 2022 (EQV)	DAV 2024-09-20 DOA 2024-10-31 (7) DOP 2025-05-01 DOW 2027-07-31 (7)
EN IEC 60601-2-75: 2019/A1: 2024	医用電気機器－第 2-75 部: 光線力学治療及び光線力学診断機器の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-75: Particular requirements for the basic safety and essential performance of photodynamic therapy and photodynamic diagnosis equipment	-	IEC 60601-2-75: 2017/AMD1 : 2023 (EQV)	DAV 2024-09-20 DOA 2024-10-31 (7) DOP 2025-05-01 DOW 2027-07-31 (7)
EN 60670-22: 2006/A1: 2024	家庭用及び類似の固定電気設備の電気附属品のボックス及びエンクロージャー第 22 部: 接続ボックス及びエンクロージャの特定要求事項 Boxes and enclosures for electrical accessories for household and similar fixed electrical installations - Part 22: Particular requirements for connecting boxes and enclosures	2014/35/EU	IEC 60670-22: 2003/A1: 2015 (EQV)	DAV 2024-08-30 DOA 2025-01-29 (7) DOP 2025-07-29 DOW 2027-07-29 (7)
EN 60670-22: 2006/A11: 2024	家庭用及び類似の固定電気設備の電気附属品のボックス及びエンクロージャー第 22 部: 接続ボックス及びエンクロージャの特定要求事項 Boxes and enclosures for electrical accessories for household and similar fixed electrical installations - Part 22: Particular requirements for connecting boxes and enclosures	2014/35/EU	-	DAV 2024-08-30 DOA 2025-01-29 (7) DOP 2025-07-29 DOW 2027-07-29 (7)
EN IEC 61084-1: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 1 部: 一般要求事項 Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 1: General requirements	-	IEC 61084-1: 2017 (EQV)	DAV 2024-09-13 DOA 2025-02-05 (7) DOP 2025-08-05 DOW 2029-08-05 (7)
EN IEC 61084-1: 2024/A11: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 1 部: 一般要求事項 Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 1: General requirements	-	-	DAV 2024-09-13 DOA 2025-02-05 (7) DOP 2025-08-05 DOW 2029-08-05 (7)
EN IEC 61084-2-1: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 2-1 部: 特定要求事項－壁又は天井取付け用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-1: Particular requirements - Cable trunking systems and cable ducting systems intended for mounting on walls and ceilings	2014/35/EU	IEC 61084-2-1: 2017 (EQV)	DAV 2024-09-13 DOA 2025-02-05 (7) DOP 2025-08-05 DOW 2029-08-05 (7)
EN IEC 61084-2-1: 2024/A11: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 2-1 部: 特定要求事項－壁又は天井取付け用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム	2014/35/EU	-	DAV 2024-09-13 DOA 2025-02-05 (7) DOP 2025-08-05 DOW 2029-08-05 (7)

	Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-1: Particular requirements - Cable trunking systems and cable ducting systems intended for mounting on walls and ceilings											
EN IEC 61084-2-2: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 2-2 部: 特定要求事項－床下、床面又は床上敷設用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクトシステム Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-2: Particular requirements - Cable trunking systems and cable ducting systems intended for mounting underfloor, flushfloor, or onfloor	2014/35/EU	IEC 61084-2-2: 2017 (EQV)	<table border="1"> <tr><td>DAV</td><td>2024-09-13</td></tr> <tr><td>DOA</td><td>2025-02-05 (7)</td></tr> <tr><td>DOP</td><td>2025-08-05</td></tr> <tr><td>DOW</td><td>2029-08-05 (7)</td></tr> </table>	DAV	2024-09-13	DOA	2025-02-05 (7)	DOP	2025-08-05	DOW	2029-08-05 (7)
DAV	2024-09-13											
DOA	2025-02-05 (7)											
DOP	2025-08-05											
DOW	2029-08-05 (7)											
EN IEC 61084-2-2: 2024/A11: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 2-2 部: 特定要求事項－床下、床面又は床上敷設用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクトシステム Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-2: Particular requirements - Cable trunking systems and cable ducting systems intended for mounting underfloor, flushfloor, or onfloor	2014/35/EU	-	<table border="1"> <tr><td>DAV</td><td>2024-09-13</td></tr> <tr><td>DOA</td><td>2025-02-05 (7)</td></tr> <tr><td>DOP</td><td>2025-08-05</td></tr> <tr><td>DOW</td><td>2029-08-05 (7)</td></tr> </table>	DAV	2024-09-13	DOA	2025-02-05 (7)	DOP	2025-08-05	DOW	2029-08-05 (7)
DAV	2024-09-13											
DOA	2025-02-05 (7)											
DOP	2025-08-05											
DOW	2029-08-05 (7)											
EN IEC 61084-2-3: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 2-3 部: 特定要求事項－キャビネット内敷設用スロットケーブルトランキングシステム Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-3: Particular requirements - Slotted cable trunking systems intended for installation in cabinets	2014/35/EU	IEC 61084-2-3: 2017 (EQV)	<table border="1"> <tr><td>DAV</td><td>2024-09-13</td></tr> <tr><td>DOA</td><td>2025-02-05 (7)</td></tr> <tr><td>DOP</td><td>2025-08-05</td></tr> <tr><td>DOW</td><td>2029-08-05 (7)</td></tr> </table>	DAV	2024-09-13	DOA	2025-02-05 (7)	DOP	2025-08-05	DOW	2029-08-05 (7)
DAV	2024-09-13											
DOA	2025-02-05 (7)											
DOP	2025-08-05											
DOW	2029-08-05 (7)											
EN IEC 61084-2-3: 2024/A11: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 2-3 部: 特定要求事項－キャビネット内敷設用スロットケーブルトランキングシステム Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-3: Particular requirements - Slotted cable trunking systems intended for installation in cabinets	2014/35/EU	-	<table border="1"> <tr><td>DAV</td><td>2024-09-13</td></tr> <tr><td>DOA</td><td>2025-02-05 (7)</td></tr> <tr><td>DOP</td><td>2025-08-05</td></tr> <tr><td>DOW</td><td>2029-08-05 (7)</td></tr> </table>	DAV	2024-09-13	DOA	2025-02-05 (7)	DOP	2025-08-05	DOW	2029-08-05 (7)
DAV	2024-09-13											
DOA	2025-02-05 (7)											
DOP	2025-08-05											
DOW	2029-08-05 (7)											
EN IEC 61084-2-4: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 2-4 部: 特定要求事項－サービスポール及びサービスポスト Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-4: Particular requirements - Service poles and service posts	2014/35/EU	IEC 61084-2-4: 2017 (EQV)	<table border="1"> <tr><td>DAV</td><td>2024-09-13</td></tr> <tr><td>DOA</td><td>2025-02-05 (7)</td></tr> <tr><td>DOP</td><td>2025-08-05</td></tr> <tr><td>DOW</td><td>2029-08-05 (7)</td></tr> </table>	DAV	2024-09-13	DOA	2025-02-05 (7)	DOP	2025-08-05	DOW	2029-08-05 (7)
DAV	2024-09-13											
DOA	2025-02-05 (7)											
DOP	2025-08-05											
DOW	2029-08-05 (7)											
EN IEC 61084-2-4: 2024/A11: 2024	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びダクトシステム－第 2-4 部: 特定要求事項－サービスポール及びサービスポスト Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-4: Particular requirements - Service poles and service posts	2014/35/EU	-	<table border="1"> <tr><td>DAV</td><td>2024-09-13</td></tr> <tr><td>DOA</td><td>2025-02-05 (7)</td></tr> <tr><td>DOP</td><td>2025-08-05</td></tr> <tr><td>DOW</td><td>2029-08-05 (7)</td></tr> </table>	DAV	2024-09-13	DOA	2025-02-05 (7)	DOP	2025-08-05	DOW	2029-08-05 (7)
DAV	2024-09-13											
DOA	2025-02-05 (7)											
DOP	2025-08-05											
DOW	2029-08-05 (7)											

EN IEC 61535: 2024	固定設備における永久接続のための設備用カプラ Installation couplers intended for permanent connection in fixed installations	2014/35/EU	IEC 61535: 2023 (EQV)	DAV 2024-08-30 DOA 2024-09-12 (7) DOP 2025-03-12 DOW 2027-06-12 (7)
EN IEC 61674: 2024	医用電気機器－X線画像診断で使用するイオン化室を持つ線量計及び/又は半導体検出器 Medical electrical equipment - Dosimeters with ionization chambers and/or semiconductor detectors as used in X-ray diagnostic imaging	-	IEC 61674: 2024 (EQV)	DAV 2024-08-30 DOA 2024-11-13 (7) DOP 2025-05-13 DOW 2027-08-13 (7)
EN IEC 61960-4: 2024	アルカリ又は他の非酸電解液を含む二次電池及びバッテリー－可搬用途のリチウム二次電池及びバッテリー 第4部: コイン二次リチウム電池及びそれらから作られた電池 Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes - Secondary lithium cells and batteries for portable applications - Part 4: Coin secondary lithium cells, and batteries made from them	-	IEC 61960-4: 2024 (EQV)	DAV 2024-09-13 DOA 2024-12-03 (7) DOP 2025-06-03 DOW 2027-09-03 (7)
EN IEC 62841-2-7: 2024	電動式手持り形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第2-7部: 手持り式スプレーガンの特定制要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 2-7: Particular requirements for hand-held spray guns	2006/42/EC	IEC 62841-2-7: 2024 (EQV)	DAV 2024-09-06 DOA 2025-02-05 (7) DOP 2025-08-05 DOW 2028-08-05 (7)
EN IEC 62841-2-7: 2024/A11: 2024	電動式手持り形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第2-7部: 手持り式スプレーガンの特定制要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 2-7: Particular requirements for hand-held spray guns	2006/42/EC	-	DAV 2024-09-06 DOA 2025-02-05 (7) DOP 2025-08-05 DOW 2028-08-05 (7)
EN IEC 62841-2-12: 2024	電動式手持り形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第2-12部: 手持り式コンクリートバイブレータの特定制要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 2-12: Particular requirements for hand-held concrete vibrators	2006/42/EC	IEC 62841-2-12: 2024 (EQV)	DAV 2024-08-23 DOA 2025-02-05 (7) DOP 2025-08-05 DOW 2028-08-05 (7)
EN IEC 62841-2-12: 2024/A11: 2024	電動式手持り形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第2-12部: 手持り式コンクリートバイブレータの特定制要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 2-12: Particular requirements for hand-held concrete vibrators	2006/42/EC	-	DAV 2024-08-23 DOA 2025-02-05 (7) DOP 2025-08-05 DOW 2028-08-05 (7)
EN IEC 62933-5-1: 2024	蓄電(EES)システム－第5-1部: グリッド統合 EES システムの安全考察－一般仕様 Electrical energy storage (EES) systems - Part 5-1: Safety considerations for grid-integrated EES systems - General specification	-	IEC 62933-5-1: 2024 (EQV)	DAV 2024-09-13 DOA 2024-12-03 (7) DOP 2025-06-03 DOW 2027-09-03 (7)

EN ISO 80369-2: 2024	ヘルスケア分野の液体及び気体用小口径コネクター 第 2 部: 呼吸器用途向けコネクター Small-bore connectors for liquids and gases in healthcare applications - Part 2: Connectors for respiratory applications (ISO 80369-2: 2024)	2017/745	ISO 80369-2: 2024 (EQV)	DAV 2024-08-28 DOA 2024-11-30 (7) DOP 2025-02-28 DOW 2025-02-28 (7)
EN IEC 80601-2-58: 2024	医用電気機器－第 2-58 部: 眼科手術用レンズ除去装置及び硝子体茎切除術装置の基本的安全性及び必須性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-58: Particular requirements for the basic safety and essential performance of lens removal devices and vitrectomy devices for ophthalmic surgery	2017/745	IEC 80601-2-58: 2024 (EQV)	DAV 2024-09-20 DOA 2024-10-31 (7) DOP 2025-05-01 DOW 2027-07-31 (7)
EN IEC 80601-2-78: 2020/A1: 2024	医用電気機器－第 2-78 部: リハビリテーション、アセスメント、補償又は緩和のための医療ロボットの基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-78: Particular requirements for basic safety and essential performance of medical robots for rehabilitation, assessment, compensation or alleviation	-	IEC 80601-2-78: 2019/AMD1 : 2024 (EQV)	DAV 2024-09-20 DOA 2024-10-31 (7) DOP 2025-05-01 DOW 2027-07-31 (7)
省エネ関連 (ErP 指令 2009/125/EC)				
EN IEC 63252: 2020/A11: 2024	自動販売機のエネルギー消費 Energy consumption of vending machines	2019/2018, 2019/2024	-	DAV 2024-08-23 DOA 2024-11-23 (7) DOP 2025-02-23 DOW 2027-08-23 (7)
その他				
				DAV DOA DOP DOW

DAV: Date of availability (CENELEC から各国での入手可能日)

DOA: Date of announcement (加盟国での最終存在通知日)

DOP: Date of publication (加盟国での最終発行/施行日)

DOW: Date of withdrawal (矛盾国内規格の撤回日)

https://www.cenelec.eu/dyn/www/f?p=104:105:2935921652688701::: FSP_LANG_ID: 25

Source: CENELEC

EU: ETSI: 新規格リスト

承認手続き又は発行済み刊行物 from 2024-08-19 up to 2024-09-15

ERM 関連

文書番号 Document number / Work item / Technical Body (WG)	タイトル Title

ETSI TS 103 786 V1.3.1 (2024-09) - (360 kb) - 33 pages RTS/EE-EEPS74 EE EEPS	Environmental Engineering (EE); Measurement method for energy efficiency of wireless access network equipment; Dynamic energy efficiency measurement method of 5G Base Station (BS)
ETSI TS 103 919 V1.1.1 (2024-08) - (710 kb) - 75 pages DTS/EMTEL-00068 EMTEL	Emergency Communications (EMTEL); Accessibility and interoperability of emergency communications and for the answering of emergency communications by the public safety answering points (PSAPs) (including to the single European Emergency number 112)

本表中の文書は、次の ETSI ダウンロード区域ページ Download area webpage を訪問し、サーチをかけることにより、ダウンロードできる。

<https://portal.etsi.org/home.aspx>

Source: ETSI: European Telecommunications Standards Institute

オーストラリア: AS/NZS 新規格リスト

AS/NZS 新規格リスト Standards Australia Store

From 2024-8-21 up to 2024-9-20

新規格なし

EMC 関連

規格番号	タイトル

安全関連

規格番号	タイトル
AS/NZS 4024.1601: 2024	機械の安全性、第 1601 部: 防護装置—固定式および可動式ガードの設計および構築に関する一般要求事項(ISO 14120: 2015, IDT) Safety of machinery, Part 1601: Guards - General requirements for the design and construction of fixed and movable guards (ISO 14120: 2015, IDT)
AS/NZS 4777.1: 2024	インバータによるエネルギーシステムのグリッド接続、第 1 部: 敷設要求事項 Grid connection of energy systems via inverters, Part 1: Installation requirements

省エネ関連

規格番号	タイトル

<https://www.standards.org.au/>

Source: Standards Australia Limited

ニュージーランド: 電気及びガスの安全に関する法の改正案

<p>Summary ニュージーランド議会で規制システム(移民および労働力)改正法案が審議中で、この法案が可決されると、ニュージーランド・エネルギー大臣に対し、“電気安全に関する委任文書(ESI)”と、“ガスの安全に関する委任文書 (GSI)”を承認する権限が与えられる。</p> <p>エネルギー大臣は、ESI 及び GSI により、規制を改正するよりも迅速に既存の要求事項を見直し、業界標準の更新や新技術への対応をより効果的かつ効率的に行うことが期待される。</p>

電気及びガスの安全規制に関する法改正案

現在、ニュージーランド議会で規制システム(移民および労働力)改正法案が審議中である。この法案の一部として、電気安全法およびガス法にそれぞれ“電気安全に関する委任文書 electricity safety instrument (ESI)”と“ガスの安全に関する委任文書 gas safety instrument (GSI)”の導入が提案されている。

法案が可決されれば、エネルギー大臣が WorkSafe (ニュージーランド労働安全局)によって作成された ESI および GSI を以下の目的で承認する権限を持つことになる。

- 規格の策定
- 資格 competency 要件の設定
- 現在、電気及びガスの実務規範に定められている特定の技術要求事項の規定

この法案が可決された場合、電気(安全)規制およびガス(安全及び測定)規制を改正し、現在業界標準や実務規範を引用している規制などの特定の条項に、ESI 及び GSI への参照を含める必要がある。

ESI 及び GSI は、規制を改正するよりも迅速に既存の要求事項を見直す手段を提供し、業界標準の更新や新技術への対応をより効果的かつ効率的に行う方法となる。WorkSafe は、電気及びガスの実務規範と同様に、業界やその他の関係者と協議して ESI と GSI を策定する必要がある。-----

https://engage.ubiquity.co.nz/mail/view/65xgnkq3y_vntcsh13gdgqvw000v8fj9nx1b6bdllly0knrgj12vbyx99_8qg43696p8g26xs7g8zt913_v6g

Source: WorkSafe New Zealand

中国: CQC: クリーンルーム用照明器具の認証業務の開始に関する通知

Summary

中国 CQC は、クリーンルーム用照明器具の認証業務を立ち上げ、開始した。認証規則は CQC のウェブサイトからダウンロードできる。認証申請の受理は既に始まっている。

クリーンルーム用照明器具の認証業務の開始に関する通知

2024年9月5日 中国品質認証センター

中国品質認証センター(CQC)は、クリーンルーム用照明器具の認証業務を立ち上げ、開始した。業務の詳細を以下の通り通知する。

製品名称: クリーンルーム用照明器具の認証規則

業務コード: 010047

認証規則: CQC16-465330-2024 クリーンルーム用照明器具の認証規則

認証規格: GB/T 24461-2023 クリーンルーム用照明器具の技術要求事項

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-09-05/597533.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: ワイヤ送給装置と溶接トーチ(ガン)製品への新版規格の実施に関する通知

Summary

アーク溶接装置のワイヤ送給装置と溶接トーチ製品の安全認証規格が改訂され、GB/T 15579.5-2023 および GB/T 15579.7-2023 となった。これに伴い、認証規則番号が変更され、製品カテゴリーの見直しや認証範囲の縮小が行われた。新規格に基づく認証は2024年9月2日より実施され、旧版規格での認証書は2025年11月1日までに更新を完了しないと失効する。

ワイヤ送給装置と溶接トーチ(ガン)製品への新版規格の実施に関する通知

2024年9月2日 中国品質認証センター

ワイヤ送給装置と溶接トーチ(ガン)製品の安全認証規格 GB/T 15579.5-2023 《アーク溶接装置 第 5 部: ワイヤ送給装置》及び GB/T 15579.7-2023 《アーク溶接装置 第 7 部: 溶接トーチ(ガン)》(以下“新版規格”)は既に公布され、GB/T 15579.5-2013 《アーク溶接装置 第 5 部: ワイヤ送給装置》及び GB/T 15579.7-2013 《アーク溶接装置 第 7 部: 溶接トーチ(ガン)》(以下“旧版規格”)に代えて実施される。規則の改訂内容と実施要求を下記のとおり通知する。

一、認証規則の主な改訂内容

- 1、認証規則番号の変更: 規則番号を CQC11-442551-2018 から CQC11-442551-2024 に変更した。
- 2、認証規格の変更: 根拠規格を GB/T 15579.5-2013 と GB/T 15579.7-2013 から GB/T 15579.5-2023 と GB/T 15579.7-2023 に変更した。
- 3、認証範囲を縮小した。製品カテゴリ番号 006014 に該当する製品をII型認証に移行した。認証規則は《II型任意認証の通用規則》(CQC12-000001-2020)で、製品カテゴリ番号は 107404 となった。
- 4、適用範囲は“TIG 溶接トーチ”と“MIG/MAG 溶接トーチガン”の代わりに“溶接トーチ(ガン)”とした。“溶接機のワイヤ送給装置”から“ワイヤ送給装置”に変更した。
- 5、製品説明を変更した。
- 6、文書の構成及び文章の表現を修正した。

二、新版規格と認証規則の実施要求

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-09-02/597501.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 家庭用及び類似用途の電気ストーブの省エネ認証業務を開始する通知

Summary

中国 CQC は、家庭用及び類似用途の電気ストーブの省エネ認証業務を立ち上げ、開始した。認証規則は CQC31-448016-2024、根拠規格は CQCPV11012-2024。認証申請の受理は既に始まっている。

家庭用及び類似用途の電気ストーブの省エネ認証業務を開始する通知

2024 年 9 月 5 日

中国品質認証センター

中国品質認証センター(CQC)は、家庭用及び類似用途の電気ストーブの省エネ認証業務を立ち上げ、開始した。業務の詳細を以下の通り通知する。

製品名称	業務番号	認証規則	根拠規格
電気ストーブ	701354	CQC31-448016-2024 家庭用及び類似用途の電気ストーブ	CQCPV11012-2024 家庭用及び類似用途の電気ストーブ省エネ認証技術規範

中国品質認証センター

2024 年 9 月 5 日

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-09-05/597520.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 圧縮凝縮器の省エネ認証業務開始に関する通知

Summary

中国 CQC は、圧縮凝縮器の省エネ認証業務を立ち上げ、開始した。認証規則は CQC31-439196-2024、認証規格は GB44015—2024。CQC ウェブサイトから申請できる。

圧縮凝縮器の省エネ認証業務開始に関する通知

2024 年 9 月 2 日

中国品質認証センター

中国品質認証センター(CQC)は、圧縮凝縮器の省エネ認証業務を立ち上げ、開始した。具体的な情報は下記のとおり。

業務名称	業務コード	認証規則	認証規格
圧縮凝縮器 省エネ認証	701355	CQC31-439196-2024 《圧縮凝縮器省エネ 認証規則》	GB44015—2024 《冷凍庫(ボックス)及び圧縮凝縮器のエネル ギー効率限度値及びエネルギー効率レベル

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-09-02/597504.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 組合せ式エアコンの省エネ認証業務の開始に関する通知

Summary
中国 CQC は、組合せ式エアコンの省エネ認証業務を立ち上げ、開始した。認証規則は CQC31-448017-2024、認証規格は CQCPV11011-2024。CQC ウェブサイトから認証を申請できる。

組合せ式エアコンの省エネ認証業務の開始に関する通知

2024年8月26日

中国品質認証センター

中国品質認証センター(CQC)は、組合せ式エアコンの省エネ認証業務を立ち上げ、開始した。業務の情報は下記のとおり。

製品の名称	業務コード	認証規則	認証規格
組合せ式エ アコン	701357	CQC31-448017-2024 組合せ式エアコンの省エネ認証規則	CQCPV11011-2024 組合せ式エアコンの省エネ認証 技術規範

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-08-26/597458.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: 新規格リスト

中国国家規格承認 発布公告 Announcement of Newly Approved National Standards of P.R.China

2024/09/20 現在、2024年17号~20号(发布日期(Issue Date): 2024-08-21 to 2024-09-20)の情報から次のキーワード検索にヒットする規格: 电磁兼容, 电骚扰, 安全, 骚乱, 能源效率, 人体暴露, 爆炸性环境, Electromagnetic compatibility, EMC, emission, energy efficiency, disturbance, human exposure, immunity, interference, safety

EMC 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期

EMC、安全 Safety 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期

安全 Safety 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期
GB/T 4706.82-2024	家用和类似用途电器的安全 第 82 部分: 房间加热用软片加热元件的特殊要求 Safety of household and similar electrical appliances—Part 82: Particular requirements for flexible sheet heating elements for room heating	GB 4706.82-2014	2026-09-01
GB/T 4706.114-2024	家用和类似用途电器的安全 第 114 部分: 饮用水处理装置的特殊要求 Safety of household and similar electrical appliances—Part 114: Particular requirements for drinking water treatment equipment	-	2026-09-01
GB/T 4706.120-2024	家用和类似用途电器的安全 第 120 部分: 紫外线辐射水处理器具的特殊要求 Safety of household and similar electrical appliances—Part 120: Particular requirements for UV radiation water treatment appliances	-	2026-09-01
GB/T 4706.122-2024	家用和类似用途电器的安全 第 122 部分: 带有电动部件的家具的特殊要求 Safety of household and similar electrical appliances—Part 122: Particular requirements for furniture with electrically motorized parts	-	2026-09-01
GB/T 4706.125-2024	家用和类似用途电器的安全 第 125 部分: 使用含碱性或其他非酸性电解质电池组的自平衡载人运输装置的特殊要求 Safety of household and similar electrical appliances—Part 125: Particular requirements for self-balancing personal transport devices for use with batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes	-	2026-09-01
GB/T 7247.2-2024	激光产品的安全 第 2 部分: 光纤通信系统 (OFCS) 的安全 Safety of laser products—Part 2: Safety of optical fibre communication systems (OFCSs)	GB/T 7247.2-2018	2025-03-01
GB/T 7247.5-2024	激光产品的安全 第 5 部分: 生产者关于 GB/T 7247.1 的检查清单 Safety of laser products—Part 5: Manufacturer's checklist for GB/T 7247.1	GB/T 7247.5-2017	2025-03-01
GB 12664-2024	便携式 X 射线安全检查设备技术规范 Technical specifications for portable X-ray security inspection equipment	GB 12664-2003	2025-09-01
GB 16174.1-2024	手术植入物 有源植入式医疗器械 第 1 部分: 安全、标记和制造商所提供信息的通用要求 Implants for surgery—Active implantable medical devices—Part 1: General requirements for safety, marking and for information to be provided by the manufacturer	GB 16174.1-2015	2027-09-01
GB 17927-2024	家具阻燃性能安全技术规范 Safety technical specification of flame resistance for furniture	GB 17927.1-2011, GB 17927.2-2011	2025-09-01
GB 19041-2024	光气及光气化产品生产安全规范 Safety specifications for the production of phosgene and phosgenation products	GB 19041-2003, GB 13548-1992	2025-03-01
GB/T 20867.1-2024	机器人 安全要求应用规范 第 1 部分: 工业机器人 Robotics—Application specification for safety requirements—Part 1: Industrial robot	GB/T 20867-2007	2025-03-01
GB/T 25936.2-2024	橡胶塑料粉碎机械 第 2 部分: 拉条式切粒机安全要求	-	2025-03-01

	Rubber and plastics size reduction machines—Part 2: Safety requirements for strand pelletisers		
GB/T 25936.1-2024	橡胶塑料粉碎机械 第1部分: 刀片式破碎机安全要求 Rubber and plastics size reduction machines—Part 1: Safety requirements for blade granulators	GB 25936.1-2012	2025-03-01
GB/T 25936.3-2024	橡胶塑料粉碎机械 第3部分: 切碎机安全要求 Rubber and plastics size reduction machines—Part 3: Safety requirements for shredders	GB 25936.3-2012	2025-03-01
GB/T 42334.3-2024	城市轨道交通运营安全评估规范 第3部分: 有轨电车 Specification for operational safety assessment of urban rail transit—Part 3: Tramway	-	2024-12-01
GB/Z 43202.1-2024	机器人 GB/T 36530 的应用 第1部分: 安全相关试验方法 Robotics—Application of GB/T 36530—Part 1: Safety-related test methods	-	2025-03-01
GB/T 44233.2-2024	蓄电池和蓄电池组安装的安全要求 第2部分: 固定型电池 Safety requirements for secondary batteries and battery installations—Part 2: Stationary batteries	-	2025-03-01
GB/T 44285.1-2024	卡及身份识别安全设备 通过移动设备进行身份管理的构件 第1部分: 移动电子身份系统的通用系统架构 Cards and security devices for personal identification—Building blocks for identity management via mobile devices—Part 1: Generic system architectures of mobile eID systems	-	2025-03-01
GB/T 44297-2024	公共安全视频图像信息数据项 Data items of video and image information for public security	-	2024-08-23
GB/T 44340-2024	粮食储藏 玉米安全储藏技术规范 Grain storage—Technical specification for maize storage	-	2025-03-01
GB/T 44354-2024	停车设备 安全标志与危险图示 通则 Parking equipment—Safety signs and hazard pictorials—General principles	-	2025-03-01
GB/T 44402.1-2024	卡及身份识别安全设备 数字钥匙系统 第1部分: 参考架构 Card and identification security devices—Digital key system—Part 1: Reference architecture	-	2025-03-01
GB/T 44410.1-2024	道路车辆 压缩天然气(CNG)燃料系统 第1部分: 安全要求 Road vehicles—Compressed natural gas (CNG) fuel systems—Part 1: Safety requirements	-	2024-12-01
GB/T 44416-2024	道路交通信息采集 道路交通安全提示预警信息集 Road traffic information collection—Information sets of road traffic safety prompts and warnings	-	2025-03-01
GB 44495-2024	汽车整车信息安全技术要求 Technical requirements for vehicle cybersecurity	-	2026-01-01
GB/T 44500-2024	新能源汽车运行安全性能检验规程 Code of practice for new energy vehicles safety operation inspection	-	2025-03-01
GB 44505-2024	危险货物运输包装 救助包装安全技术规范 Packaging for dangerous goods—Safety technical code for salvage packaging	-	2025-09-01

Energy efficiency 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期
GB 21456-2024	高压三相笼型异步电动机能效限定值及能效等级	GB 30254-	2025-09-01

	Minimum allowable values of energy efficiency and energy efficiency grades for cage three-phase high voltage induction motor	2013	
GB 30254-2024	家用和类似用途厨房电器能效限定值及能效等级 Minimum allowable values of the energy efficiency and energy efficiency grades for household and similar kitchen appliances	GB 21456-2014,GB 12021.6-2017,GB 24849-2017,GB 39177-2020	2025-09-01

<http://www.sac.gov.cn/>

Source: 中国国家标准化管理委员会 SAC

台湾: BSMI: エネルギー貯蔵システム用電力変換システムの並列接続要求事項の技術規範

Summary

電力網(グリッド)と並列に接続されるエネルギー貯蔵システムの電力変換システム(PCS)に適用される「グリッド接続型エネルギー貯蔵システム用電力変換システムの並列接続要求事項の技術規範」が制定、施行された。

經濟部標準檢驗局公告 2024年9月12日 經標檢驗字第11340008330号

主旨: 「グリッド接続型エネルギー貯蔵システム用電力変換システムの並列接続要求事項の技術規範」を制定、即日施行する。

根拠: 商品檢驗法第十条第二項。

公告事項: 「グリッド接続型エネルギー貯蔵システム用電力変換システムの並列接続要求事項の技術規範」(別紙のとおり) -----

<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=152019&log=detailLog>

Source: BSMI, gazette.nat.gov

台湾: BSMI: 室内用照明器具 開放型照明器具等の照明製品の省エネ基準及び省エネラベル

Summary

室内用照明器具、及び開放型照明器具等の照明製品の省エネ基準及び省エネラベルの表示方法が2024年9月4日に公布され、即日施行された。

- (改正) 室内用照明器具のエネルギーラベリングに関する省エネ基準及びエネルギーラベルの表示方法

<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=151842&log=detailLog>

- (新規制定) 開放型照明器具のエネルギーラベリングに関する省エネ基準及びエネルギーラベルの表示方法

<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=151840&log=detailLog>

Source: BSMI, gazette.nat.gov

台湾: 新規格リスト

Index Server of Chinese National Standards (國家標準(CNS)検索系統)
2024/09/20 現在、國家標準最新制定、修訂、廢止、勘誤明細表(2024/08/26)
新規格なし

<https://www.cnsonline.com.tw/>

Source: Online Service 國家標準(CNS)検索系統

韓国: KS 新規格リスト

韓国 KSSN (한국표준정보망) From 2024-8-21 up to 2024-9-20

EMC (전자기 적합성) 関連

規格番号	タイトル

安全関連

規格番号	タイトル
KS C IEC 62477-1	전력전자 컨버터 시스템 및 장비의 안전 요구사항 — 제 1 부: 일 Safety requirements for power electronics converter systems and equipment — Part 1:

省エネ関連

規格番号	タイトル

<https://www.kssn.net/ks/indsearch.do?kwd=&category=TOTAL&subCategory=&reSrchFlag=false&pageNum=1&pageSize=20&preKwd=&callLoc=&preKwd=&sort=d&startDate=&endDate=&selectbox1=&selectbox2=&selectbox3=&balgan=all&wonmunYn=N>

Source: Korean Standards Service Network

総務省: 「433 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーに係る技術的条件」



Summary

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会は、諮問第 2009 号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「433 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーに係る技術的条件」について、検討を行ってきました。

この度、陸上無線通信委員会報告（案）を取りまとめましたので、以下のとおり意見を募集します。

令和 6 年 9 月 6 日

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会（主査：三次 仁 慶應義塾大学環境情報学部 教授）は、諮問第 2009 号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「433 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーに係る技術的条件」について、検討を行ってきました。

この度、陸上無線通信委員会報告（案）を取りまとめましたので、令和 6 年 9 月 7 日（土）から令和 6 年 10 月 7 日（月）までの間、以下のとおり意見を募集します。

1 意見募集の対象

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会報告（案）（別添¹のとおり）

2 概要

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会は、平成 14 年 9 月 30 日付け諮問第 2009 号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「433 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリに係る技術的条件」について検討を行っており、令和 6 年 9 月 5 日（木）に開催された情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会（第 87 回）において、これまでの検討結果を委員会報告（案）として取りまとめましたので、令和 6 年 9 月 7 日（土）から 10 月 7 日（月）までの間、当該報告（案）について意見募集を行います。



図 1.1-1 TPMS/RKE の概要

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000659.html

Source: 総務省

総務省: 90 GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーの導入等に向けた制度整備

Summary

90 GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーの導入等に向けた制度整備: 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果及び電波法施行規則等の一部を改正する省令案に係る電波監理審議会からの答申一

令和 6 年 8 月 27 日

総務省は、90 GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーの導入等に向けた制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、令和 6 年 6 月 28 日（金）から同年 7 月 29 日（月）までの間、意見募集を実施したところ、2 件の意見提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について、本日、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

1 経緯

(1) 90 GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーの導入

近年、光ファイバー技術とミリ波帯におけるイメージング技術を組み合わせた 90 GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーが開発されたことで、空港滑走路面に落下している微小な異物を高精度かつ短時間に検知することが可能となりました。このため、90 GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーシステムの導入を目的として、省令改正案等を作成しました。

(2) 航空機用救命無線機（ELT）の次世代規格への対応

国際民間航空機関（ICAO）において、令和 7 年 1 月 1 日以降総重量 27 トン以上の新造航空機には航空機用救命無線機（ELT : Emergency Locator Transmitter）の新たな規格である ELT-DT（Distress Tracking : 遭難追跡）の装備が義務となりました。これを受け、我が国でも新規規格 ELT 機器を導入するため、省令改正案等を作成しました。

(3) 電気を動力源とする航空機（空飛ぶクルマ）の導入への対応

近年、無人航空機に用いられるマルチローターや蓄電池等の高性能化に伴い、電気を動力源とする

航空機（空飛ぶクルマ）を導入する取組が進められています。

航空機局の蓄電池については、航空機の航行中に充電することができるものでなければならない規定となっていますが、電気を動力源とする航空機（空飛ぶクルマ）は、航行に必要な動力及び無線通信に必要な電力を航行前に地上で蓄電池に充電するため、航行中に充電する機能を有する規定を適用することは不合理と考えられます。このため、空飛ぶクルマの導入に向けて、当該規定を除外する省令改正案を作成しました。

以上の案件等に係る電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について令和6年6月28日(金)から同年7月29日(月)までの間、意見募集を実施しました。

なお、意見募集を実施した命令等及び根拠法令条項の一覧は別紙1  のとおりです。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000274.html

Source: 総務省

総務省：「自動運転時代の“次世代 ITS 通信”研究会（第二期）中間取りまとめ」及び意見募集

Summary

本研究会では、中間とりまとめ（第一期）を踏まえ、5.9 GHz 帯 V2X 通信向け割当方針案、導入ロードマップ案の具体化を目的として、検討を継続してきました。今般、本研究会において、「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間取りまとめ（案）」が取りまとめられました。その後、それについての意見募集も行われた。

今回、意見募集の結果を踏まえ、「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間取りまとめ」及び意見募集の結果等について公表します。

令和6年9月13日

総務省は、自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）（座長：森川 博之 東京大学大学院工学系研究科教授）においてまとめた「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間取りまとめ（案）」について、令和6年7月17日（水）から同年8月21日（水）までの間、意見募集を行ったところ、16件の意見の提出がありました。

その結果を踏まえた「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間とりまとめ」及び意見募集の結果等について公表します。

1 概要

自動運転時代に向けて、情報通信技術を活用した高度道路交通システム（Intelligent Transport System : ITS）、特に、車と車、車とインフラなど車と様々なモノとの通信（Vehicle to everything : V2X 通信）への期待が高まってきており、世界的にも、欧州・米国を中心として、V2X 通信の実利用に向けた検討が活発に進められている状況です。

我が国においても、V2X 通信については、国際電気通信連合（ITU）における国際的な議論などを踏まえ、周波数再編アクションプラン（令和4年度版）において、既存の ITS 用周波数帯（760MHz 帯等）に加えて、5.9 GHz 帯の周波数の具体的な利用方策等について検討を行うこととしています。

このような背景から、総務省では、5.9 GHz 帯の V2X 通信への追加割当てに向けて、令和5年2月に「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会」（以下「本研究会」といいます。）を立ち上げ、同年8月、「国際的な周波数調和や既存無線局との干渉などを勘案し、5,895～5,925 MHz の最大 30MHz 幅を目途に V2X 通信向けの割当を検討する」旨の中間とりまとめ（第一期）を策定し公表しました。

本研究会では、中間とりまとめ（第一期）を踏まえ、5.9 GHz 帯 V2X 通信向け割当方針案、導入ロードマップ案の具体化を目的として、検討を継続してきました。今般、本研究会において、「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間取りまとめ（案）」が取りまとめられ、令和6年7月17日（水）から同年8月21日（水）までの間、意見募集を行ったところ、16件の意見の提出がありました。その結果を踏まえた「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間取

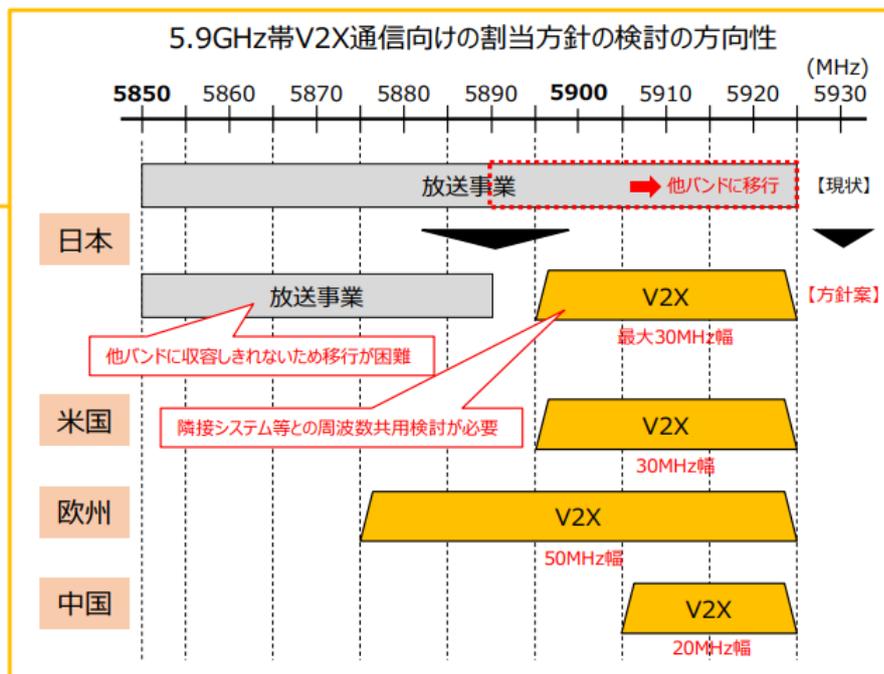
りまとめ」及び意見募集の結果等について公表します。

2 公表資料

- (1) 自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間取りまとめ（別紙 1）
- (2) 自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間取りまとめ 概要（別紙 2）
- (3) 「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会（第二期）中間取りまとめ（案）」に対する意見募集の結果（別紙 3）

中間取りまとめ 概要 （別紙 2）から 周波数再編アクシ ョンプラン

5.9 GHz 帯の一部（5888～5925 MHz）について、既存無線システムの移行先周波数の確保や移行方策の検討、5.9 GHz 帯 V2X システムの隣接システム等との周波数共用検討や実証実験等が早期に可能となる環境整備などを実施し、5.9 GHz 帯 V2X システムの導入・普及に向けた道筋を明らかにした上で、令和 8 年度中を目途に V2X 通信向けへの周波数割当てを行う。



https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000660.html

Source: 総務省

総務省: 高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス（案）に対する意見募集の結果

Summary

総務省では、「高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス」（案）について、令和 6 年 6 月 25 日（火）から同年 7 月 24 日（水）までの間、意見の募集を行いました。提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方を取りまとめましたので、当該ガイダンスと併せて公表します。

令和 6 年 9 月 6 日

2 意見募集の結果

提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方は、別紙 1 のとおりです。

また、意見を踏まえて修正した「高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス」を別紙 2 のとおり公表します。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000347.html

Source: 総務省

経済産業省: 日本産業規格（JIS）を制定・改正しました（2024 年 9 月分）

Summary

2024年9月20日

2. 今回の JIS の制定・改正内容

今回は、2 件の制定及び 10 件の改正を行いました。

なお、制定・改正した JIS のうち、認定産業標準作成機関が JIS 案を作成したものは、制定 2 件（一般財団法人日本規格協会）及び改正 4 件（一般財団法人日本規格協会）となります（資料 1）。-----

関連資料

[\(資料 1\) 2024 年 9 月 20 日公示リスト \(PDF 形式 : 128KB\)](#) 

1. 制定された日本産業規格

火災危険性試験－電気・電子－第 1-11 部：電気・電子製品の火災危険性評価指針－火災危険性アセスメント	C60695-1-11
--	-------------

2. 改正された日本産業規格

火災危険性試験－電気・電子－第 5-1 部：燃焼放出物による腐食損傷の影響－一般指針	C60695-5-1
--	------------

電磁両立性－第 4-20 部：試験及び測定技術－TEM（横方向電磁界）導波路のエミッション及びイミュニティ試験	C61000-4-20
---	-------------

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jiskouji/20240920001.html>

Source: 経済産業省

国土交通省: UNECE 対応: 自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大



Summary

自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大します！～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

UNECE 国連自動車基準調和世界フォーラム (WP.29) 第 192 回会合において、「運転操作支援機能に係る協定規則 (第 171 号)」が新たに採択されたほか、「灯火器の取付けに係る協定規則 (第 48 号)」等の改訂が採択されたことを踏まえた改正。

令和 6 年 9 月 20 日

第 192 回会合において、「運転操作支援機能に係る協定規則 (第 171 号)」が新たに採択されたほか、「灯火器の取付けに係る協定規則 (第 48 号)」等の改訂が採択された。

自動車は、後部座席に人が乗車したり、トランクに荷物が積載されている状態では、車両後部が下がるため、ヘッドライトの光の向きを調整しない場合、ヘッドライトが上を向き、対向車のドライバー、特に高齢者ドライバーに眩しさを与えるリスクがあります。

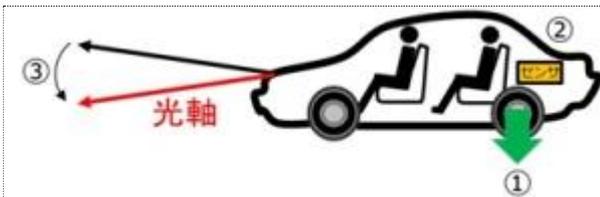
そこで、2006 年の新車から、光源が明るいヘッドライトを備えた自動車を対象として「ヘッドライトの上下の照射方向を自動で調整するオートレベリング」を備えなければならないこととしています。依然として、ヘッドライトの眩しさにより、周囲の自動車等の発見が遅れ、事故に繋がったというケースが過去 10 年間 (2012～2021 年) で 300 件以上発生しています。

このような事故を防止するため、オートレベリングの装備拡大が国際的に議論されてきたところ、今般、UNECE 国連自動車基準調和世界フォーラム (WP.29) において、このオートレベリングに関する基準改正が合意されたことなどを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行います。

【オートレベリングの作動イメージ】

【適用日】

(1)乗車定員 10 人以下の乗用車等
新型車： 令和 9 年 9 月 1 日



- [1]乗員や荷物の重さにより、車両後部が下がる
- [2]車両に搭載したセンサにより車両の傾きを検知
- [3]上を向いた光軸を適切な角度へ自動的に補正

継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

(2)車両総重量 3.5t 超の貨物車及び乗車定員 11 人以上の乗用車

新型車： 令和 10 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 13 年 9 月 1 日

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000311.html

Source: 国土交通省

国土交通省: クルマの電子部品の故障を見つける"新たな車検"に向けた準備状況を確認

Summary

クルマの電子部品の故障を見つける"新たな車検"に向けた準備状況を確認します！～第 8 回「OBD 検査準備会合」を開催します～

令和 6 年 8 月 27 日

OBD 検査については、本年 10 月の本格運用を目指し、現在、国土交通省及び（独）自動車技術総合機構においてプレ運用を行っています。本格運用に向けた準備状況については、準備状況指標を定め、進捗状況を確認していくこととしており、今般、第 8 回 OBD 検査準備会合を開催し、指標の進捗状況及びプレ運用の状況等を確認することで、本格運用までの課題整理を行うこととしております。

OBD 検査とは？

<https://www.jaspa.or.jp/member/obd/#:~:text=OBD%E6%A4%9C%E6%9F%BB%E3%81%A8%E3%81%AF%EF%BC%9F%E5%B0%8E%E5%85%A5%E3%81%95%E3%82%8C%E3%82%8B%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82>

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000325.html

Source: 国土交通省

社長の独り言

2024年9月23日

濱口 慶一

異常気象の影響でしょうか？台風14号は、一度大陸に上陸してから急カーブで日本に向きを変えてきました。こんなコースは今まで見たことがありません。温帯低気圧になったものの、それによって秋雨前線が刺激され、地震からの復興もまだ完了していない能登半島地域で大雨による災害発生です。もう神様は存在するのかと言いたくなります。

これだけの被害が出ると、もう一度専門家による日本国土の自然災害に対するリスク分析と、そのリスクレベルに応じた対策が必要ですし、政府の対応が求められると強く感じます。また、震災後の多くの民事裁判の反省として、自然災害のリスク分析と対策を含む報告書は政府側に都合の良い内容とならないように留意すべきであること、そして、報告書を作成する専門家を選ぶ権利を国民に与え、倫理的行動を取れる人で専門家グループを構成すべきとの話があったように思います。私は長岡科技大で、東日本大震災の教訓として政府は“国民のより安心・安全への配慮”が大切と教えられました。そして万が一、自分、社員、そして地域の人々の生命と財産に危害が生じるような現場に遭遇した時に、いの一歩に倫理的行動をとれる人になるのが私達システム安全技術者の務めであると理解しています。長岡科技大で直接こうしなさいというような指導はありませんでしたが、教授が示してくれた資料や、先人の同じような問題に対する姿勢と結末の紹介などをもう一度思い出すと、私の理解に大きな間違いはないと思っています。

先日、長岡科技大の同窓会が長岡で開催され、新潟の銘酒を楽しんで夜遅くにホテルに戻り、そのままウトウトと寝てしまいました。深夜に目が覚めた時にTVで“シリーズ ビクトール・フランクルのそれでも人生には意味がある”の第5回を観ました。彼は、ナチス・ドイツの強制収容所を生き延びた精神科医です。ユダヤ人であったことから仕事を奪われ、家族を殺されたそうですが、なぜ“それでも人生には意味がある”と言うことができたのかに迫っていくシリーズでした。私も自分の人生で自分はなぜ生かされているのかと問うことが多かったのですが、彼の残した書籍や言葉を深く噛み締めると回答が出て来るような気がしています。残りの人生で“国民のより安心・安全に配慮した製品安全工学をシステム化していく”のが自分の仕事のように思うのです。

私にとっては嬉しい報告がありました。iNARTE（国際的な技術者の資格）にチャレンジすると決意したお客様企業の女性社員の方に、受験にあたっての指導をしてきましたが、見事技術者として合格してくれました。また、社内でも合格者がありましたが、諸々の事情で一旦はその社員への教育を断ったのですが、彼が“私は誰にも負けない意志があります”と答えたので、私のセミナーを継続して受けさせたところ、彼も合格することができました。

製品安全の考え方などを中心に、どんどんセミナーなどを開催していきますので、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ニュースレターの内容

本誌は、EMC、安全、及び省エネ (EMC, Safety and Energy Conservation) 分野に係り、世界の主要機関/地域により実施されかつ電気電子製品デバイスに適合が求められている規格/法規制について、その関連情報を、お届けいたします。

重要情報を幅広く調査、収集、かつ、要約して掲載し、当該分野の最新情報、潮流をすばやく捉えることができるようにいたします。情報源を明示しますので、貴殿の関心により、更に深い調査が可能

です。本誌は各国への技術法規適合製品を試験 認証 開発 管理される部門の方にとり必読の内容です。

- 対象機関/地域: IEC 等国際機関、並びに、FCC, UL を含む米国、EU 及び UK, CENELEC, CEN を含む欧州、その他オセアニア、及び日本を含むアジアの各地域

- 情報源: カバー対象の機関、地域の Web site、或は情報サービス。又、ご協力のご同意を頂いた日本国内及び米国・欧州・中国・韓国・台湾などの当該分野権威者から提供された情報。

- 本誌購読のお申し込み方法

コスモス・コーポレーション CS 部 (カスタマーサービス部) まで Yamashita-jun@cosmos-corp.com
Tel 0598-30-5225 Fax 0598-30-5571

- 発行: 年間 11 回発行。各号 A4 版、40 ページ前後。

- 価格: 各号 2,000 円 (年間購読の場合 1 年 11,000 円)(消費税込)

- 本誌の内容案内、ご購入案内は、<https://www.safetyweb.co.jp/services/other/publication/>

本誌の記事が正確であるよう最大の努力を払っておりますが、間違いが含まれていることがあるかもしれません。本情報をご使用になられる場合はご自身でもう一度ご確認ください。

株式会社コスモス・コーポレーションは、下記 Web site の運営体からそれぞれ個別の条件の下、Web 情報の引用、転載につき許可を頂いております。翻訳転載された記事の著作権は著作権者に属します。本誌掲載記事の無断転載を禁じます。本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。

国際機関	IEC: International Electro technical Commission	国際電気標準会議
米州	A2LA: American Association for Laboratory Accreditation	米国試験所認定協会
	ANSI: American National Standards Institute	米国規格協会
	FCC: Federal Communications Commission	連邦通信委員会
	IEEE: Institute of Electric and Electronics Engineers	米国電気電子学会
	CSA: Canadian Standards Association	カナダ規格協会
欧州	CENELEC: European Committee for Electro technical Standardization	欧州電気技術標準化委員会
	ECO: European Communications Office	欧州通信オフィス
	ETSI: European Telecommunications Standards Institute	欧州電気通信標準協会
	EU/EC: European Union/European Commission	欧州連合/欧州委員会
オセアニア	ACMA: Australian Communications and Media Authority	オーストラリア通信/メディア局
	NZ: New Zealand Government Radio Spectrum Management	ニュージーランド政府 RSM
アジア	BSMI: Bureau of Standards, Metrology & Inspection	台湾經濟部標準檢驗局
	CNS: Chinese National Standards Online Service	台湾中国国家規格検索システム
日本	METI: Ministry of Economy, Trade and Industry	経済産業省
	MIC: Ministry of Internal Affairs and Communications	総務省
	NPB: National Printing Bureau	独立行政法人国立印刷局
	VCCI: Voluntary Control Council for Interference	一般財団法人 VCCI 協会

Cosmos Corporation is granted the copyright authorization for the reproduction of the Web site information from the above listed organizations with the individual condition. Further use, modification, redistribution of the information on the Cosmos Newsletter on EMC & Safety is strictly prohibited.

コスモス ニュースレター EMC & 安全 (Cosmos Newsletter on EMC & Safety) 2024-10-01 (No. 168)

発行所: 株式会社 コスモス・コーポレーション 本社・松阪事業所

住所: 〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地 1

ホームページ: <https://www.safetyweb.co.jp/>

発行人: 濱口慶一

編集人: 倉品光雄 iNARTE 認定 Certified EMC Engineer (EMC-002315-NE)

© 2024 株式会社コスモス・コーポレーション Cosmos Corporation

本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。